

平成22年11月4日

第 2 0 回

運転免許制度に関する懇談会

## 第20回運転免許制度に関する懇談会

### 議 事 次 第

日 時：平成22年11月4日（木）  
午後3時00分～午後5時00分  
場 所：警察庁19階第2会議室

- 1 開会
- 2 交通局長あいさつ
- 3 資料説明
- 4 討議～「運転免許の更新時講習の教材の在り方について」
- 5 今後の進め方
- 6 閉会

### 配 付 資 料

#### （資料）

- |   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 議事次第                                       | 1  |
| 2 | 運転免許制度に関する懇談会名簿                            | 2  |
| 3 | 座席表  | 3  |
| 4 | 施策・事業シート「運転免許の更新時講習」<br>（内閣府行政刷新会議事務局作成資料） | 4  |
| 5 | 事業仕分けにおける評価結果<br>（内閣府行政刷新会議事務局作成資料）        | 8  |
| 6 | 全体スケジュール                                   | 10 |

#### （参考資料）

- |    |   |    |
|----|---|----|
| 7  | 参照条文  | 11 |
| 8  | 更新時講習の運用について（平成18年3月7日付け警察庁丙運発第10号）<br>.....                        | 17 |
| 9  | 更新時講習の運用の細目について（平成22年7月15日付け警察庁丁運発第70号）<br>.....                    | 27 |
| 10 | 事業仕分けの評価結果等を踏まえた更新時講習業務の委託等に関する対応について<br>（平成22年6月23日付け警察庁丁交企発第87号等） | 33 |
| 11 | 「交通の教則」に関するアンケート調査結果  | 別冊 |

平成22年11月4日

運転免許制度に関する懇談会 名簿

座長	石井 威望	東京大学名誉教授
	宇賀 克也	東京大学法学部教授
	木村 治美	共立女子大学名誉教授
	桑原 雅夫	東北大学科学技術研究科教授
	菰田 潔	自動車評論家
	鈴木 春男	自由学園学園長補佐、千葉大学名誉教授
座長代理	長江 啓泰	日本大学名誉教授
	吉村 秀實	防災ジャーナリスト

(敬称略、五十音順)

[警察庁出席者]

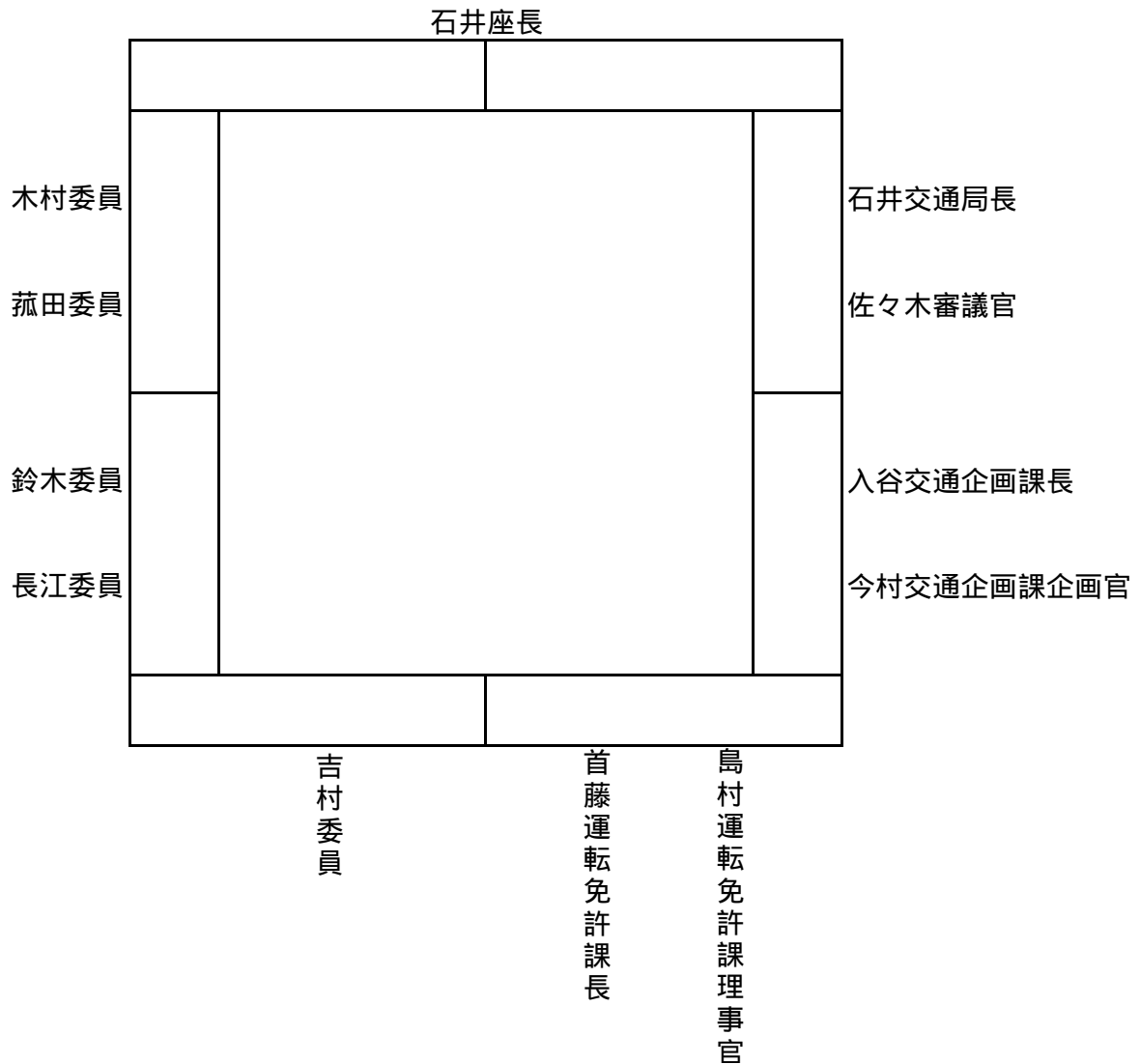
石井 隆之	交通局長
佐々木 真郎	長官官房審議官(交通局担当)
入谷 誠	交通局交通企画課長
首藤 祐司	交通局運転免許課長
今村 剛	長官官房企画官兼交通局交通企画課理事官
島村 英	交通局運転免許課理事官

# 第20回運転免許制度に関する懇談会

日時 :平成22年11月4日(木)

午後3時~午後5時

場所 :警察庁19階第2会議室



事 務 局

出入口

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	警察庁	事業名	運転免許の更新時講習		
担当局庁名	交通局	上位施策事業名	—	作成責任者	
担当課・室名	運転免許課	事業開始年度	昭和47年度	運転免許課長	
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	道路交通法第101条の3第1項 同法第108条の2第1項第11号	関係する通知、計画等	更新時講習の運用について（平成18年3月7日付け警察庁丙運発第10号）、更新時講習の運用に関する細目について（平成16年12月20日付け警察庁丁運発第112号）		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）				
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	<input type="checkbox"/> 権限付与（内容：） ■その他（都道府県の実情に応じて、都道府県警察が直接実施又は委託（都道府県交通安全協会、都道府県指定自動車教習所協会等）により実施）				
事業 / 制度概要	目的 （何のために）	運転免許証の定期的な更新の機会をとらえて道路交通法令、道路交通事情等について講習を行うことにより、安全な運転に必要な知識を補い、運転者の安全意識を高めること。			
	対象 （誰/何を対象に）	運転免許証の更新を受けようとする者			
	事業/制度内容 （手段、手法など）	運転免許証の更新の際に、受講対象者を法令遵守の状況等により優良運転者、一般運転者、違反運転者及び初回更新者に区分し、道路交通法令、道路交通事情等について講習を実施（当該講習において、教本を使用）			
コスト	平成22年度予算額		年度	総額	
	事業費	— 千円	これまでの同様の予算項目の予算額等（単位千円）	平成19年度	— 千円
	人件費	— 千円		平成20年度	— 千円
	総計	— 千円		平成21年度	— 千円
注：都道府県が実施している事務であり、国による予算措置はない。					
補足事項 （平成22年度予算内訳等）	更新時講習は、政令で定められた額（優良運転者 700円、一般運転者 1,050円、違反運転者 1,700円、初回更新者 1,700円）を標準として都道府県が実費に相当する手数料額を条例で定め、この手数料を受講者から徴収して実施				

施策・事業シート（概要説明書）					
担当府省名	警察庁	事業名	運転免許の更新時講習		
担当局庁名	交通局	上位施策事業名	—	作成責任者	
担当課・室名	運転免許課	事業開始年度	昭和47年度	運転免許課長	
事業/制度の必要性	運転者に安全な運転に必要な知識を補い、安全意識を高めるためには、運転者の特性に応じて、道路交通法令の改正等に関する知識、安全運転に必要な知識等を提供する必要がある。				
他省庁、自治体等における類似事業	なし				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	なし				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	更新時講習受講者数（年で集計）	人	15,803,913	15,306,315	—
成果目標 （現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果）	<p>（現状の成果） 第8次交通安全基本計画において設定された平成22年までに「交通事故死者数5,500人以下」「交通事故死傷者数100万人以下」という目標を、2年前倒して平成20年に達成した。</p> <p>（今後の方向性） 今後とも、効果的な更新時講習を実施し、安全な運転に必要な知識を補い、運転者の安全意識を高めることにより、交通事故死者数等の減少に取り組んでいくこととする。</p>				
	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	交通事故死者数（年で集計）	人	5,744	5,155	4,914
	交通事故死傷者数（年で集計）	人	1,040,189	950,659	915,029
事業/制度の自己評価 （今後の事業/制度の方向性、課題等）	交通事故死者数等の更なる減少に向けて、高齢運転者に対する安全運転支援策の一層の充実、飲酒運転の根絶等が求められていることから、これらの施策の内容に対応した更新時講習を実施する。				
特記事項 （事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和42年11月1日 「運転免許証の更新の際における講習の実施について」（昭和42年11月1日付け警察庁内運発第28号）により、各都道府県警察において、運転免許証の更新の際における講習を実施することとなった。</li> <li>○ 昭和47年4月1日 道路交通法の一部を改正する法律（昭和46年法律第98号）が施行され、運転免許証の更新を受けようとする者は、更新時講習を受けるように努めなければならないこととされた。</li> <li>○ 平成6年5月10日 道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）が施行され、運転免許証更新の際における更新時講習の受講が義務化された。</li> <li>○ 平成14年6月1日 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）が施行され、更新時講習の充実を図るため、優良運転者、一般運転者、違反運転者及び初回更新者の区分に応じた講習を行うこととなった。</li> </ul>				

# 運転免許の更新時講習について

## 1. 更新時講習の概要

- 都道府県公安委員会は、運転免許証の更新を受けようとする者（高齢者講習を受ける者等を除く。）に対し、更新時講習を行うこととされています。
- 更新時講習は、免許証の定期的な更新の機会をとらえて道路交通法令、道路交通事情等について講習を行うことにより、安全な運転に必要な知識を補い、運転者の安全意識を高めることを目的としており、
  - 優良運転者講習
  - 一般運転者講習
  - 違反運転者講習
  - 初回更新者講習の4区分により、運転者の違反、事故の状況等の属性に応じて、よりきめ細やかな講習を行っています。

### (1) 優良運転者講習(30分)

視聴覚教材等を使用して交通事故の実態、安全運転に必要な知識等についての説明を行っています。

### (2) 一般運転者講習(1時間)

優良運転者講習の内容に加え、安全運転自己診断等により適性検査を実施し、安全な運転について具体的な指導を行っています。

### (3) 違反運転者講習(2時間)

一般運転者講習の内容に加え、自動車等の運転に必要な知識に関する討議及び指導等を行っています。

### (4) 初回更新者講習(2時間)

一般運転者講習の内容に加え、自動車等の運転に関する基礎的な知識に習熟させるための討議および指導等を行っています。

#### ※優良運転者

更新日等において、継続して免許を受けている期間が5年以上であり、かつ、5年間違反行為等をしていない者

#### ※一般運転者

優良運転者、違反運転者及び初回更新者以外の者

#### ※違反運転者

更新日等において、継続して免許を受けている期間が5年以上であり、かつ、5年間に違反行為等をした者（3点以下の軽微違反行為1回のみをした者（人身事故等を起こしていない場合に限る。）を除く。）

#### ※初回更新者

継続して免許を受けている期間が5年未満である者

## 2. 更新時講習の内容

	道路交通の現状と交通事故の実態	運転者の心構えと義務	安全運転の知識	運転適性についての診断と指導	合計
優良運転者講習	10分	10分	10分	—	30分
一般運転者講習	10分	10分	20分	20分	60分
違反運転者講習	10分	10分	40分	60分	120分
初回更新者講習	10分	10分	40分	60分	120分

※ 「更新時講習の運用について」(平成18年3月7日付警察庁丙運発第10号)により、更新時講習の講習科目及び時間割の標準として警察庁から都道府県警察に示されたもの。

## 3. 更新時講習受講者数

	優良運転者講習	一般運転者講習	違反運転者講習	初回更新者講習	合計
平成18年	8,280,349人	2,725,094人	4,053,305人	1,215,462人	16,274,210人
平成19年	7,607,320人	2,856,656人	4,168,921人	1,171,016人	15,803,913人
平成20年	6,802,037人	2,974,039人	4,351,008人	1,179,231人	15,306,315人

※ 全国の受講者数の合計

## 4. 更新時講習の手数料

講習名	講習手数料
優良運転者講習	700円
一般運転者講習	1,050円
違反運転者講習	1,700円
初回更新者講習	1,700円

※ 運転免許証の更新のために、別途2,550円の更新手数料が必要となる。



## ワーキンググループA

事業番号 A-27

(事業名) 運転免許の更新時講習

(法人名) (財)全日本交通安全協会

### 評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

---

- この団体が教材に関与不要。ネットコンテンツ充実は警察庁(国)で。
- 教材調達は、各都道府県で競争的にコストを抑えて行うべき。ドライバー負担を下げるべし。
- 各都道府県、警察及び安全協会が免許更新及び交通安全対策を行っているので、教則の発行及び講習すべて移管すべき。
- 都道府県警察、公安委員会が所管する分野であり、又、各都道府県の協会等が自主的に担っている。教本等の全員配布の要、不要を含め、各都道府県に任せるべき。(もとより道交法の遵守、徹底は当然のこと)
- 教則本の内容を抜本的に見直すこと、競争させることにより、コスト削減分を講習費に反映させ、値下げ。
- 実際にほとんど活用されていない教則本に無駄なコストを費消している。必要部分だけに限定し、HP等も活用していけば十分。
- 教則の発注についても、大手広告代理店に一手発注とコスト意識も低く、早急に改善の要。
- 事業については、一般競争入札を実質的に競争が確保された形で実施し、民間等の参入を促すべき。
- ドライバーの再教育の機会は、現実には更新時くらいしか考えられないが、1年間に1千万人以上を対象とする以上、これだけの人々によく浸透するような洗練された教材が必要であろう。現行の「教則」本もこういう工夫をこらしているのであろうが、あまり読まず、利用されているとは言えないようである。よりよく浸透する方法の工夫を含めて、多数の企業、機関の中から、受注者を競争的に選定すべきであろう。
- 教本等については、警察庁が監修を行うことを前提に、自由競争にしていくべき。
- 教本の選定に実質的な競争性を確保すべき。
- 課長通知等については速やかに廃止すべき。
- 免許の更新自体は、期間の問題よりは長期のサイクルを考えるべき。
- 教本に関しては、より実質的な講習者が求める情報、改正等必要最低限の内容として、道交

法等はインターネット等利用して広げる。その場合、内容の必須事項のみ提示し、調べ、民間に広く開放する。

## WGの評価結果

---

### 実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減)

自治体/民間 3名

実施機関を競争的に決定 5名(事業規模 縮減5名)

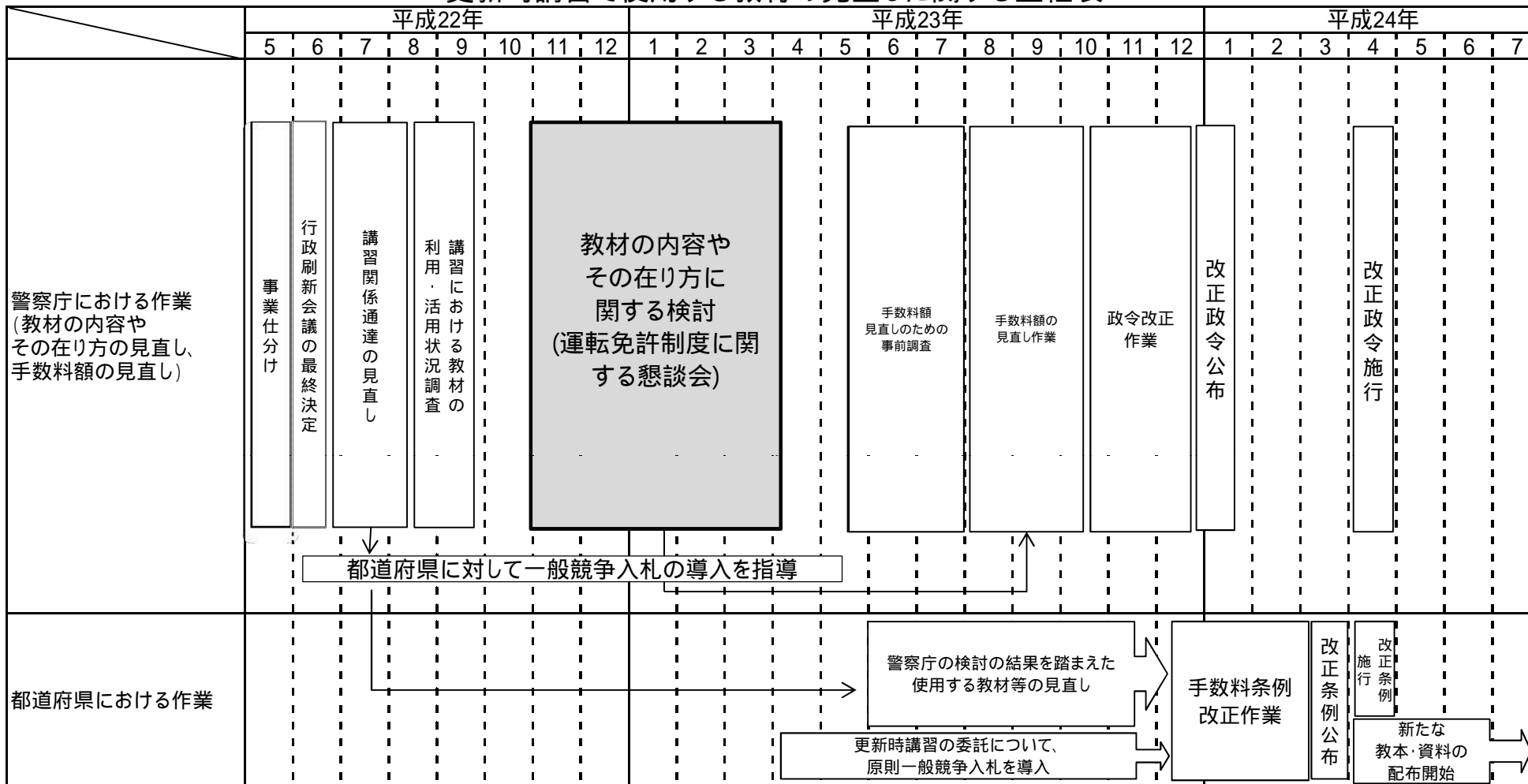
当該法人が実施 1名(事業規模 縮減 1名)

## とりまとめコメント

---

現在競争性が担保されていないと感じられるので、実質的な競争を確保し、全日本交通安全協会も含めて、競争的にどの団体に行わせるかを判断すべき。同時に、高コストだという印象があるので、コストを削減し、結果的に免許更新者の負担を下げる努力をすべき。

更新時講習で使用する教材の見直しに関する工程表



# 交通の方法に関する教則

〔昭和53年10月30日〕  
国家公安委員会告示第3号

改正	昭和54年10月20日	国家公安委員会告示第25号
	同 55年11月22日	同 第8号
	同 56年11月19日	同 第4号
	同 58年6月23日	同 第2号
	同 60年2月14日	同 第4号
	同 60年8月31日	同 第9号
	同 60年12月2日	同 第11号
	同 62年3月10日	同 第1号
	平成元年12月27日	同 第3号
	同 2年12月10日	同 第2号
	同 3年6月18日	同 第4号
	同 4年10月20日	同 第4号
	同 6年4月12日	同 第3号
	同 7年6月23日	同 第4号
	同 7年9月22日	同 第9号
	同 8年8月6日	同 第13号
	同 8年10月11日	同 第17号
	同 9年10月21日	同 第10号
	同 10年3月16日	同 第4号
	同 10年9月21日	同 第14号
	同 11年10月15日	同 第18号
	同 12年4月28日	同 第11号
	同 12年7月24日	同 第16号
	同 12年12月21日	同 第17号
	同 14年4月26日	同 第15号
	同 16年8月27日	同 第23号
	同 16年12月8日	同 第36号
	同 18年2月20日	同 第4号
	同 19年5月25日	同 第13号
	同 20年5月1日	同 第7号
	同 20年5月20日	同 第9号
	同 20年6月30日	同 第16号
	同 20年11月12日	同 第28号
	同 21年4月24日	同 第11号
	同 21年12月18日	同 第29号

## 目次

- 第1章 歩行者と運転者に共通の心得
  - 第1節 基本的な心構え
  - 第2節 信号、標識・標示に従うこと
  - 第3節 警察官などの指示に従うこと
  - 第4節 道路ではいけないことなど
- 第2章 歩行者の心得
  - 第1節 歩行者と同じ交通規則となる人
  - 第2節 歩行者の通るところ
  - 第3節 横断の仕方
  - 第4節 踏切の通り方
  - 第5節 夜間歩くとき
  - 第6節 雨の日などに歩くとき
  - 第7節 車に乗るときなど
  - 第8節 身体の不自由な人の安全
  - 第9節 子供の安全
  - 第10節 高齢者の安全
- 第3章 自転車に乗る人の心得
  - 第1節 自転車の正しい乗り方
  - 第2節 安全な通行

## 第4章 自転車を運転する前の心得

- 第1節 運転に当たつての注意
- 第2節 運転免許の仕組み
- 第3節 自転車の点検
- 第4節 乗車と積載
- 第5節 安全運転に必要な知識など

## 第5章 自動車の運転の方法

- 第1節 安全な発進
- 第2節 自動車の通行するところ
- 第3節 歩行者の保護など
- 第4節 安全な速度と車間距離
- 第5節 進路変更など
- 第6節 追越しなど
- 第7節 交差点の通り方
- 第8節 駐車と停車
- 第9節 オートマチック車の運転

## 第6章 危険な場所などでの運転

- 第1節 踏切
- 第2節 坂道・カーブ
- 第3節 夜間
- 第4節 悪天候など
- 第5節 緊急時の措置

## 第7章 高速道路での走行

- 第1節 高速道路に入る前の心得
- 第2節 走行上の注意

## 第8章 二輪車の運転の方法

- 第1節 二輪車の運転者の心得
- 第2節 正しい乗り方
- 第3節 安全な運転の方法
- 第4節 ブレーキの掛け方
- 第5節 オートマチック二輪車の運転
- 第6節 その他注意しなければならないこと

## 第9章 旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

## 第10章 交通事故、故障、災害などのとき

- 第1節 交通事故のとき
- 第2節 故障などのとき
- 第3節 災害などのとき

## 第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

- 第1節 自動車所有者などの義務
- 第2節 使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務

## 用語のまとめ

### 付表

- 1 信号の種類と意味
- 2 標示板等
- 3 標識・標示の種類と意味
- 4 車両の種類と略称
- 5 初心運転者標識など

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

（更新を受けようとする者の義務）

第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地在管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地在管轄する公安委員会又は経由地公安委員会、次条第一項及び第二項において同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項及び第二項、第百二条第二項並びに第百八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第百一条第四項若しくは第百一条の二第二項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めたる者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第百一条第五項又は第百一条の二第三項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

（講習）

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 十（略）

十一 免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転

者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二・十三（略）

2 4（略）

（交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成）

第百八条の二十八

1 3（略）

4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一 法令で定める道路の交通の方法

二 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車等の運転に必要な知識

（免許等に関する手数料）

第百十二条 都道府県は、第六章（第百四条の四第六項を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一 十（略）

十二 第百八条の二第一項各号に掲げる講習を受けようとする者 講習手数料

十三 (略)  
2 (略)

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種類	区分	(略)	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額	(略)	(略)	講習手数料
							法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習
			四百円	三百円	(略)	(略)	八百五十円(国家)
			五百円	五百五十円	(略)	(略)	八百五十円(国家)

一の4に規定する違反運転者等に対する講習

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			公安委員 会規則で 定める第 三十三條 の七第二 項の基準 に該当し ない者に 対する講 習にあっては、五 百円)	公安委員 会規則で 定める第 三十三條 の七第二 項の基準 に該当し ない者に 対する講 習にあっては、五 百五十 円)

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)

(講習)

第三十八条

1~10 (略)

11 法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に定める講習事項について、同表の第三欄に定める講習方法により、同表の第四欄に定める時間行うこと。ただし、講習を受けようとする者が法第九十二条の二第一項に規定する違反運転者等(以下この号において「違反運転者等」という。)のうち同項の表の備考一の4に規定する当該期間が五年未満である者に該当するもの(国家公安委員会規則で定める者に限る。)であるときは、その者からの申出により、その者の講習は、次の表の二の項第二欄に掲

げる講習事項について、同項第三欄に掲げる講習方法により、同項第四欄に掲げる時間行うこと。

第一欄 (区分)	第二欄 (講習事項)	第三欄 (講習方法)	第四欄 (時間)
一 優良運転者 に対する講習	一 道路交通の 現状及び交通 事故の実態  二 運転者とし ての資質の向 上に関するこ と  三 自動車等の 安全な運転に 必要な知識	教本、視聴覚教 材等必要な教材 を用いて行うこ と。	三十分
二 一般運転者 に対する講習	一 道路交通の 現状及び交通 事故の実態  二 運転者とし ての資質の向 上に関するこ と  三 自動車等の 安全な運転に 必要な知識	一 教本、視聴 覚教材等必要 な教材を用い て行うこと。  二 自動車等の 運転について 必要な適性に 関する調査で 筆記による検 査によるもの に基づく指導 を含むもので あること。	一時間
	四 自動車等の		

三 違反運転者 等（令第三十 三条の七第二 項の基準に該 当する者及び 国家公安委員 会規則で定め る者に限 る。）に対す る講習	一 道路交通の 現状及び交通 事故の実態  二 運転者とし ての資質の向 上に関するこ と  三 自動車等の 安全な運転に 必要な知識	一 教本、視聴 覚教材等必要 な教材を用い て行うこと。  二 自動車等の 運転について 必要な知識に 関する討議及 び指導を含む ものであるこ と。	二時間
四 三の項に規 定する違反運 転者等以外の 違反運転者等 に対する講習	一 道路交通の 現状及び交通 事故の実態  二 運転者とし ての資質の向	一 教本、視聴 覚教材等必要 な教材を用い て行うこと。  二 自動車等の 運転について 必要な適性に 関する調査で 筆記による検 査によるもの に基づく指導 を含むもので あること。	二時間



	<p>上に関するこ と</p> <p>三 自動車等の 安全な運転に 必要な知識</p> <p>四 自動車等の 運転について 必要な適性</p>	<p>運転に関する 基礎的な知識 に習熟させる ための演習を 含むものであ ること。</p> <p>三 自動車等の 運転について 必要な適性に 関する調査で 筆記による検 査によるもの に基づく指導 を含むもので あること。</p>

12  
 (略)  
 二 講習を受けようとする者の年齢及びその者が現に受けて  
 いる免許の種類に応じ、学級を編成して行うように努  
 めること。

原議保存期間30年  
(平成48年12月31日まで)

各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
各附属機関の長

警察庁丙運発第10号  
平成18年3月7日  
警察庁交通局長

### 更新時講習の運用について

この度、運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第4号)が平成18年2月20日に公布され、違反運転者に該当しない特定失効者が初回更新を受ける場合における特例措置に関する規定が平成18年4月1日から施行されることとなったことに伴い、更新時講習の運用について所要の改正を行い、下記のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「更新時講習の運用について」(平成16年12月20日付け警察庁丙運発第39号)は、平成18年4月1日をもって廃止する。

### 記

#### 第1 基本的留意事項

##### 1 講習指導員

講習指導員は、自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。

##### 2 講習施設

講習は、運転免許センター、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設を使用して行うこと。

##### 3 講習用教材

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成18年内閣府令第4号)による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条第11項に定める教材については、最近の道路交通法令の内容を明示したり、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする更新時講習にふさわしい教本、都道府県の交通実態等を内容とする地方版資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材、安全運転自己診断を実施するための所要の運転適性検査用紙その他必要な教材を必要数整備すること。

##### 4 予算措置

講習に使用する施設、教材等の整備に必要な予算措置について特段の配慮をすること。

##### 5 講習の委託

講習を委託する場合は、規則第38条の3に定める基準に適合する者を選定すること。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

## 第2 講習実施上の留意事項

### 1 講習の区分ごとの受講対象者

更新時講習の区分ごとの対象者は次のとおりである。

- (1) 優良運転者講習（規則第38条第11項第1号の表の第一欄の一の項に規定する講習をいう。以下同じ）

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める日前5年間において、違反行為（自動車等の運転に関し道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）による改正後の道路交通法施行令（政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）又は令別表第4に掲げる行為をしなかったもの

ア 法第101条第5項の規定により免許証の更新を受けた者

更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日

イ 法第101条の2第3項の規定により免許証の更新を受けた者

同条の2第2項の規定による適性検査を受けた日（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日）

ウ 海外旅行、災害その他令第33条の6の2の各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果法第105条の規定により効力を失った日から起算して6月を経過しない者に限る。）で法第92条第1項の規定により免許証の交付を受けたもの更新を受けることができなかった免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日

- (2) 一般運転者講習（規則第38条第11項第1号の表の第一欄の二の項に規定する講習をいう。以下同じ）

ア 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、(1)アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める日前5年間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為若しくは令別表第4に掲げる行為をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していない者に限る。）

イ 特別特定失効者で、一般運転者講習の受講を申し出る者

ウ 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けよ

うとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為若しくは令別表第4に掲げる行為をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為若しくは令別表第4に掲げる行為をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした者にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していない者に限る。）で、一般運転者講習の受講を申し出る者

(3) 違反運転者講習（規則第38条第11項第1号の表の第一欄の三の項に規定する講習をいう。以下同じ）

(1)アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める日前5年間、又は、特定失効者で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為又は令別表第4に掲げる行為をしたことがあるもの（(2)及び(4)の者を除く。）

(4) 初回更新者講習（規則第38条第11項第1号の表の第一欄の四の項に規定する講習をいう。以下同じ）

更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（(2)ウの者を除く。）で、(1)アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める日前5年間、又は、特定失効者（(1)ウ及び(2)イの者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為若しくは令別表第4に掲げる行為をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為若しくは令別表第4に掲げる行為をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした者にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していない者に限る。）

## 2 学級の編成等

### (1) 学級の編成

1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

なお、各区分の講習は、原則として、個別に学級の編成を行い実施するものとするが、講習指導員の体制及び講習を行う施設等の実情を考慮し、当分の間、優良運転者講習と一般運転者講習、違反運転者講習と初回更新者講習は、それぞれ合同学級を編成して行えることとする。

### (2) 講習指導員の配置

各区分の講習については1学級につき指導員1人を配置し、また、編成人数に応じて補助者を配置（優良運転者講習を個別に学級編成をして行う場合を除く。）すること。

### (3) 学級編成の推進

各区分の講習については、高齢者、若者、二輪車等受講者の態様に応じた特別学級の編成に努めること。特に、初回更新者講習において二輪車学級を編成し、自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての講習を行うことは、自動二輪

車の事故防止の観点から効果があるものと考えられることから、積極的に同学級の編成を推進すること。

### 3 講習実施方法

定時集合方式で実施すること。

### 4 講習の方法

講習は、別表「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その1「優良運転者講習」、その2「一般運転者講習」、その3「優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習」、その4「違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）」及びその5「初回更新者講習」に準拠し、それぞれの都道府県の交通実態に即して重点を選定するなど実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施すること。

なお、講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、高齢者学級などの特別学級を編成する場合には、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意すること。

### 5 受講期間等

#### (1) 受講場所

住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）が定めた場所とする。

なお、法第101条の2の2の規定により、更新申請書の提出を住所地公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行う者（以下「経由申請者」という。）で、経由地公安委員会の行う講習を受講しようとするものについては、経由地公安委員会が定めた場所とする。

#### (2) 受講期間等

##### ア 受講期間

##### (ア) 更新申請者

更新申請書の提出日（経由申請者にあつては、経由地公安委員会に更新申請書を提出した日）から更新免許証の交付日までの間とする。

##### (イ) 特定失効者

免許申請書の提出日前1年以内の間に受けたものであること。

なお、特定失効者が免許申請書を提出した日に更新時講習を受けることは差し支えない。

##### イ 受講日

受講日を指定する場合は、実情により更新申請書の提出日又は更新免許証の交付日のいずれかを受講日としてもよいが、受講者の利便を考慮し、指定日以外でもできるだけ受講期間内の随時の日に受講できるようにするとともに、特別学級の編成にも配慮すること。

#### (3) 受講申請及び終了証明

##### ア 受講申請

受講者に受講申請書を提出させる場合には、受講申請書は運転免許証更新申請書又は運転免許申請書と同一の用紙又は複写式を用いるなど、できる限り申

請者の負担軽減に努めること。

イ 講習の終了証明

講習の終了証明は、原則として受講者に対する免許証の交付をもって代えること。

なお、経由申請者に対する講習の終了証明については、別途定める。

また、特定失効者であって免許証を当日に交付できない場合にあっては、終了証明書を発行すること。

6 その他

初回更新者講習の機会をとらえて、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対し、自動二輪車の二人乗りを安全に行うために必要な事項等を記載したパンフレット等の配布を行うとともに、運転免許取得者教育等の自動二輪車の二人乗りに関する教育の機会について説明すること。

別表 更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

その1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用在習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

その2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導  (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分



その3 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4 安全運転の知識	(1) 危険予測と回避方法等	講義 教本、視聴覚教材等	OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導  (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

その4 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識  (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		受講対象に応じたビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用）  (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用）  (3) 安全運転態度の診断と指導  (4) 運転技能診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材等	安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講習時間合計				120分

講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その5 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者点呼 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態  (2) 交通事故の特徴	講義 教本・視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え  (2) シートベルト、ヘルメットの着用  (3) 交通事故を起こした加害者の責任  (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識  (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		運転経験の浅い運転者向けのビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。  OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用）  (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用）  (3) 安全運転態度の診断と指導  (4) 運転技能診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材等	安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講習時間合計				120分

講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

原議保存期間30年  
(平成52年12月31日まで)

警察庁丁運発第70号  
平成22年7月15日  
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
殿

### 更新時講習の運用に関する細目について

更新時講習の運用については、「更新時講習の運用について」(平成18年3月7日付け警察庁丙運発第10号)をもって通達されたところであるが、その運用に関する細目を下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「更新時講習の運用に関する細目について」(平成16年12月20日付け警察庁丁運発第112号)は、廃止する。

### 記

#### 1 基本的留意事項

##### (1) 講習指導員の資質の向上

講習指導員の研修会を随時開催して、知識、教育能力等の向上に努めること。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図ること。

##### (2) 講習の委託

###### ア 委託契約の内容

講習を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準(以下「委託講習の実施基準」という。)を定め、これに基づいて講習が行われるようにすること。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

(ア) 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って行うこと。

(イ) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従って行うこと。

(ウ) 講習指導員は、公安委員会の承認を受けた者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

(エ) 講習指導員が、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(オ) 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託契約を解除

することができること。

(カ) その他講習の適正な実施に必要な事項

イ 講習委託費

講習委託費は、手数料収入との見合いにおいて、効果的な講習を行うに足る額を支出できるよう予算措置をとること。

2 合同講習を行うに当たっての留意事項

(1) 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

ア 原則として、合同講習は、一般運転者講習の講習時間の前半部分（30分間）で行うこと。

イ 講習室は、優良運転者講習を受講する者（以下「優良運転者」という。）と一般運転者講習を受講する者（以下「一般運転者」という。）との座席を区分けして講習を行うなど、合同講習の終了後に優良運転者が円滑に講習室から退室できるよう配慮すること。

ウ 受講者数及び講習室の構造等から、優良運転者が受講終了後に講習室から退室するのに長時間を要する場合は、この時間を休憩時間として扱うなど、一般運転者の講習時間が確実に60分を確保されるよう実施すること。

(2) 違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習

違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習は、違反運転者に対する講習科目に基づき行うこととするが、運転経験の浅い運転者による交通違反や交通事故の特徴等の説明を適宜講習内容に取り入れるなど、初回更新者の参加意欲の向上に配慮すること。

3 特別学級編成に当たっての留意事項

(1) 編成率の向上

各講習については、高齢者、若者、二輪車等受講者の態様に応じた特別学級の編成に努めることとしているが、特に違反運転者講習についての特別学級の編成を一層推進し、特別学級の編成率を高めること。

(2) 編成の重点

特別学級の編成は、高齢者学級を重点に進めること。

また、初回更新者講習においては、二輪車学級の編成を重点に進めること。

(3) 高齢者学級の対象者

受講対象者の年齢は、65歳以上70歳未満とする。

なお、対象年齢に達しない者が本講習を希望した場合にあっては、講習内容が65歳未満の者にふさわしくないことから受講させないこと。

(4) 初回更新者講習における二輪車学級の実施方法

初回更新者講習において二輪車学級を実施する場合にあっては、自動二輪車の二人乗りに関する内容を取り入れて実施すること。

#### (5) 講習効果の向上

特別学級においては、教本や視聴覚教材等を効果的に活用するほか、受講対象者の交通事故実態や運転特性等について重点的に取り上げるなどして、講習効果を高めるよう創意工夫すること。

### 4 講習実施上の留意事項

#### (1) 教本

更新時講習において使用する教本は、次の内容について、正確にまとめられたものを使用するものとする。

- ・ 「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）
- ・ 最近における道路交通法令の改正の概要
- ・ 危険予測、回避方法等、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識
- ・ 心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用等、負傷者の救護処置の具体的な方法

なお、教本の冊数及び規格は問わないが、講習終了後も持ち帰って、自宅又は自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく、使い勝手の良いものを使用すること。

#### (2) 地方版資料

##### ア 内容

次の内容を盛り込んだものを各都道府県において作成し、教本と併せた効果的な講習を実施するものとする。

- ・ 地域における道路交通の現状と交通事故の実態
- ・ 車が故障した場合の措置
- ・ 故障の場合の連絡先等
- ・ 交通事故相談所一覧表
- ・ 各種運転免許関係手続案内  
（更新、失効、再交付、記載事項変更届出等の各種免許関係手続を行う際の申請日時場所、必要な書類などを教示するもの）
- ・ その他都道府県の実情に応じた内容

##### イ 作成上の留意事項

資料を作成する際には、以下の点に留意し、受講者に交通事故を身近なものとしてとらえさせ、安全運転意識を高揚させるような内容とするよう配慮すること。

- (ア) 警察署ごとの事故多発地点・区間を示し、当該地点・区間において多くみられる事故の形態とそれを防ぐための安全運転のポイントを解説するなど、地域の実情に応じた情報を提供すること。

(1) 交通事故の被害者の手記を掲載するなど、受講者に交通事故の悲惨さを訴えること。

(3) 視聴覚教材

視聴覚教材は、次のものを整備することとする。

- ・ ビデオ装置、ビデオテープ
- ・ 映写機、映画フィルム
- ・ スライド映写機、スライドフィルム
- ・ オーバーヘッド投影機、トランスペアレンシー
- ・ スクリーン

5 運転適性、技能についての診断と指導の留意事項

運転適性、技能についての診断と指導は、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習において実施することとなるが、その留意事項は次のとおりである。

(1) 検査用紙使用による診断と指導

運転適性診断と指導（検査用紙使用）は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式、30問程度）及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることとする。

なお、高齢者学級においては、これに代えて、加齢に伴い低下する記憶力・判断力を測定するために有効である簡易な検査及びその結果に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより記憶力・判断力を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることができる。

(2) 器材使用による診断と指導

ア 運転適性診断と指導（検査機器使用）、安全運転態度の診断と指導又は運転技能の診断と指導において使用する器材は次のとおりとし、これを単独で又は組み合わせるなどして参加・体験・実践型の講習となるよう工夫するものとする。

- ・ 視覚刺激反応検査器材
- ・ 動体視力検査器
- ・ 夜間視力検査器
- ・ 診断用模擬運転装置
- ・ 運転シミュレーター
- ・ 自動車等

イ 器材使用による診断と指導に当たっては、受講者の人数と講習時間に応じた適切な器材を選択して実施し、その診断結果に基づいて個別的に安全運転の指導を行うものとする。

## 6 特定失効者に対する講習の留意事項

### (1) 講習の選別

特定失効者については、免許証の有効期間の更新を受けることができなかった理由、免許が効力を失った日から起算した経過期間等を確認し、受講すべき講習の選別を誤らないこと。

### (2) 特定任意講習受講者の取扱い

免許申請書を提出した日前1年以内に特定任意講習を受講している者にとっては、運転免許試験の一部免除を受けるために改めて講習を受けることを要しないことから、特定任意講習終了証明書の日付を確認すること。



警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長  
各方面本部長

原議保存期間10年 (平成32年12月31日まで)
------------------------------

警察庁 丁交企発第87号  
丁運発第60号  
平成22年6月23日  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局運転免許課長

事業仕分けの評価結果等を踏まえた更新時講習業務の委託等に関する対応について

6月18日に開催された閣僚懇談会において、5月に実施した事業仕分けの評価結果を踏まえ、公益法人への支出の見直し等に取り組むとともに、政府系の公益法人が行う事業について横断的な見直しに取り組んでいただきたい旨の内閣総理大臣発言がなされた。事業仕分けにおいては、特に更新時講習において使用されている教本の調達について、「実施機関を競争的に決定」するように求められたところである(別添)。

更新時講習業務を含む交通警察関係業務の民間委託等の見直しについては、「免許関係事務の民間委託の見直しについて」(平成17年1月27日付け警察庁丁運発第15号等)、「交通警察関係業務の民間委託等の見直しについて」(平成20年1月31日付け警察庁丁交企発第11号等)等により指示したところであるが、各都道府県警察にあっては、当該事業仕分けの評価結果をも踏まえ、更新時講習業務の委託、更新時講習で使用する教本等の購入について、原則として、平成23年度中に一般競争入札等の競争性の確保された契約方法を導入することとされたい。また、他の交通警察関係業務全般についても、同様に民間委託等の一層の見直しを行うこととされたい。

平成22年6月15日  
行政刷新会議

## 政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しについて

以下の項目に該当する事業については、下記に述べる方針に沿って、各府省において、横断的に徹底した事業の見直しを行い、その結果を平成22年度予算の今後の執行及び平成23年度概算要求に反映するとともに、必要となる制度改革については、各府省において、所要の対応を行うこと。なお、見直しに際しては、円滑な移行に十分配慮すること。

### 記

#### 1. 事業の在り方について

##### (1) 緊急性・妥当性の観点からの厳格な見直し

国等が発注元として政府系の公益法人に行わせている事業については、その原資が国民の税金であることに鑑み、政策の目的に緊要性が認められるか、目的達成の手段は妥当であるかについて、ゼロベースで厳格な見直しを行う。

##### (2) 広報・啓発活動の在り方の見直し

政府の広報・啓発活動経費について、テーマの重点化、費用対効果の徹底的な検証等を行い、以下の措置を講ずる。

- ・ 広報・啓発活動は真に必要なテーマに重点化し、不要不急のものは廃止する
- ・ 効果が不明確なものは、廃止する
- ・ 必要とされる広報・啓発についても、実施手法について厳しく見直す

### (3) 重複の排除

各府省の施策について、自府省・他府省で同じ又は類似する取組を行っている事業については、優先度や事業実施上の効率性等を勘案して重点化すること等により、徹底して重複を排除する。

## 2. 事業の実施等について

### (1) 実質的な競争性の確保

競争入札等により国等が公益法人向け支出を行っている場合において、応募条件等が制限的であるため競争が妨げられている例が見られたことから、このように競争性の発現が阻害されていることがないかについて厳格な見直しを行い、実質的な競争性を確保する。

### (2) 不要資産の国庫納付

今回の事業仕分けにおいて、政府系の公益法人が、国の支出や権限を背景として、事業の規模に照らして過大な資産を保有する事例が見られた。このため、事業内容の見直しを通じて、このような資産を政府系の公益法人が保有し続けるべきかどうか厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うよう促すべきである。

## 「事業仕分け第2弾(後半)」の評価結果

### 【実施機関を競争的に決定】

項目番号	事業名	法人名	結論	施策・事業シートの 根拠法令欄の記載
A-27	運転免許の更新時講習	(財)全日本交通安全協会	実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減)	道路交通法第101条の3第1項、同法第108条の2第1項第11号

# 講習の教本(交通の教則)についてのアンケート調査結果

- 1 調査期間 平成22年8月23日(月)から9月1日(水)までの10日間
- 2 調査場所 更新時講習を実施している全国の免許試験場又は免許センター
- 3 調査対象者 更新時講習の受講を終了した者(全国で3,679人)

問1 教本の大きさはどうですか。

	合計	無効回答	大きい	小さい	適当
優良	1,327	5	91	48	1,183
		0.4%	6.9%	3.6%	89.1%
一般	733	1	45	33	654
		0.1%	6.1%	4.5%	89.2%
違反	881	0	52	43	786
		0.0%	5.9%	4.9%	89.2%
初回	738	1	34	25	678
		0.1%	4.6%	3.4%	91.9%
合計	3,679	7	222	149	3,301
		0.2%	6.0%	4.1%	89.7%

問2 教本に書かれている内容の量はどうですか。

	合計	無効回答	多い	少ない	適当
優良	1,327	8	278	48	993
		0.6%	20.9%	3.6%	74.8%
一般	733	4	154	23	552
		0.5%	21.0%	3.1%	75.3%
違反	881	4	158	27	692
		0.5%	17.9%	3.1%	78.5%
初回	738	0	111	16	611
		0.0%	15.0%	2.2%	82.8%
合計	3,679	16	702	114	2,848
		0.4%	19.1%	3.1%	77.4%

問3 教本の内容はどうですか。

	合計	無効回答	難しい	やさしい	適当
優良	1,327	8	109	237	973
		0.6%	8.2%	17.9%	73.3%
一般	733	5	62	114	552
		0.7%	8.5%	15.6%	75.3%
違反	881	7	79	139	656
		0.8%	9.0%	15.8%	74.5%
初回	738	1	42	116	579
		0.1%	5.7%	15.7%	78.5%
合計	3,679	21	292	606	2,760
		0.6%	7.9%	16.5%	75.0%

問4 教本の字の大きさはどうですか。

	合計	無効回答	大きい	小さい	適当
優良	1,327	4	12	354	957
		0.3%	0.9%	26.7%	72.1%
一般	733	2	5	168	552
		0.3%	0.7%	22.9%	76.1%
違反	881	1	14	214	652
		0.1%	1.6%	24.3%	74.0%
初回	738	1	14	95	628
		0.1%	1.9%	12.9%	85.1%
合計	3,679	8	45	832	2,795
		0.2%	1.2%	22.6%	76.0%

問5 教本のイラストの量はどうか。

	合計	無効回答	多い	少ない	適当
優 良	1,327	9	60	142	1,116
		0.7%	4.5%	10.7%	84.1%
一 般	733	5	43	77	608
		0.7%	5.9%	10.5%	82.9%
違 反	881	7	63	122	689
		0.8%	7.2%	13.8%	78.2%
初 回	738	7	45	68	618
		0.9%	6.1%	9.2%	83.7%
合 計	3,679	28	211	409	3,031
		0.8%	5.7%	11.1%	82.4%

問6 教本のどの部分が役に立ちそう(役に立った)ですか。(複数回答)

	合計	無効回答	法令改正	交通違反 点数	標識・表示 の種類と意味	自動車の運 転の方法	高速道路で の走行	交通事故、 故障、災害 などのとき	被害者の 手記	その他(任 意記載)
優 良	1,327	0	911	582	493	198	152	355	114	20
		0.0%	68.7%	43.9%	37.2%	14.9%	11.5%	26.8%	8.6%	1.5%
一 般	733	0	492	391	239	83	78	160	91	11
		0.0%	67.1%	53.3%	32.6%	11.3%	10.6%	21.8%	12.4%	1.5%
違 反	881	0	527	542	235	108	84	201	99	10
		0.0%	59.8%	61.5%	26.7%	12.3%	9.5%	22.8%	11.2%	1.1%
初 回	738	0	410	402	278	144	105	258	95	6
		0.0%	55.6%	54.5%	37.7%	19.5%	14.2%	35.0%	12.9%	0.8%
合 計	3,679	0	2,340	1,917	1,245	533	419	974	399	47
		0.0%	63.6%	52.1%	33.8%	14.5%	11.4%	26.5%	10.8%	1.3%

問7 教本を、今後どのように利用されますか。

	合計	無効回答	一通り見るつもり	必要なとき、必要な部分だけ見るつもり	全く見るつもりはない
優良	1,327	3 0.2%	679 51.2%	577 43.5%	68 5.1%
一般	733	5 0.7%	317 43.2%	362 49.4%	49 6.7%
違反	881	2 0.2%	355 40.3%	426 48.4%	98 11.1%
初回	738	2 0.3%	304 41.2%	390 52.8%	42 5.7%
合計	3,679	12 0.3%	1,655 45.0%	1,755 47.7%	257 7.0%

問8 教本を、今後、どのようにしますか。

	合計	無効回答	持ち帰って車内に保管	持ち帰って自宅に保管	利用してから処分する	直ちに捨てる
優良	1,327	3 0.2%	306 23.1%	793 59.8%	172 13.0%	53 4.0%
一般	733	6 0.8%	173 23.6%	418 57.0%	112 15.3%	24 3.3%
違反	881	2 0.2%	211 24.0%	470 53.3%	124 14.1%	74 8.4%
初回	738	3 0.4%	180 24.4%	467 63.3%	68 9.2%	20 2.7%
合計	3,679	14 0.4%	870 23.6%	2,148 58.4%	476 12.9%	171 4.7%

# 講習の教本（交通の教則）についてのアンケート

警 察 庁

このアンケートは、講習で使用している教本（交通の教則）を、より良いものにするために行うものですので、ご協力をお願いします。

以下の問について、該当する項目に1つだけ、を付けて下さい。  
なお、アンケート結果は、他の目的に使用することはありません。

- 問1 教本（交通の教則）の大きさはどうですか。  
1 大きい            2 小さい            3 適当である
- 問2 教本（交通の教則）に書かれている内容の量はどうですか。  
1 多い            2 少ない            3 適当である
- 問3 教本（交通の教則）の内容はどうですか。  
1 難しい            2 やさしい            3 適当である
- 問4 教本（交通の教則）の字の大きさはどうですか。  
1 字が大きい      2 字が小さい      3 適当である
- 問5 教本（交通の教則）のイラストの量はどうですか。  
1 イラストが多い      2 イラストが少ない      3 適当である
- 問6 教本（交通の教則）のどの部分が役に立ちそう（役に立った）ですか。（複数回答可）
- |               |   |
|---------------|---|
| 1 法令改正        | 2 交通違反点数                                  |
| 3 標識・表示の種類と意味 | 4 自動車の運転の方法                               |
| 5 高速道路での走行    | 6 交通事故、故障、災害などのとき                         |
| 7 被害者の手記      | 8 その他(                                  ) |
- 問7 教本（交通の教則）を、今後、どのように利用されますか。  
1 一通り見るつもりだ  
2 必要な時、必要な部分だけ見るつもりだ  
3 全く見るつもりはない
- 問8 教本（交通の教則）を、今後、どのようにしますか。  
1 持ち帰って車内に保管する  
2 持ち帰って自宅に保管する  
3 利用してから処分する  
4 直ちに捨てる

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました

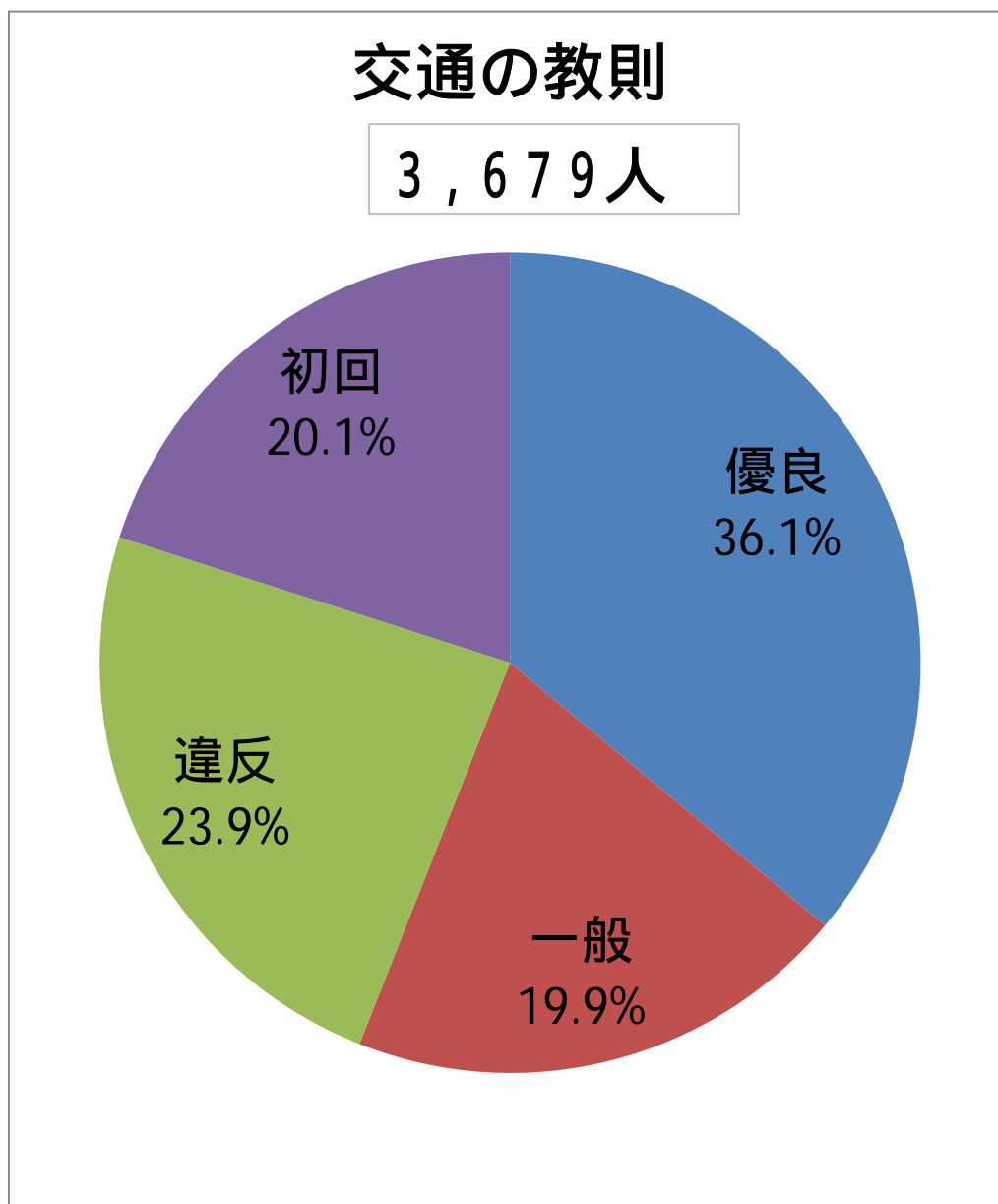




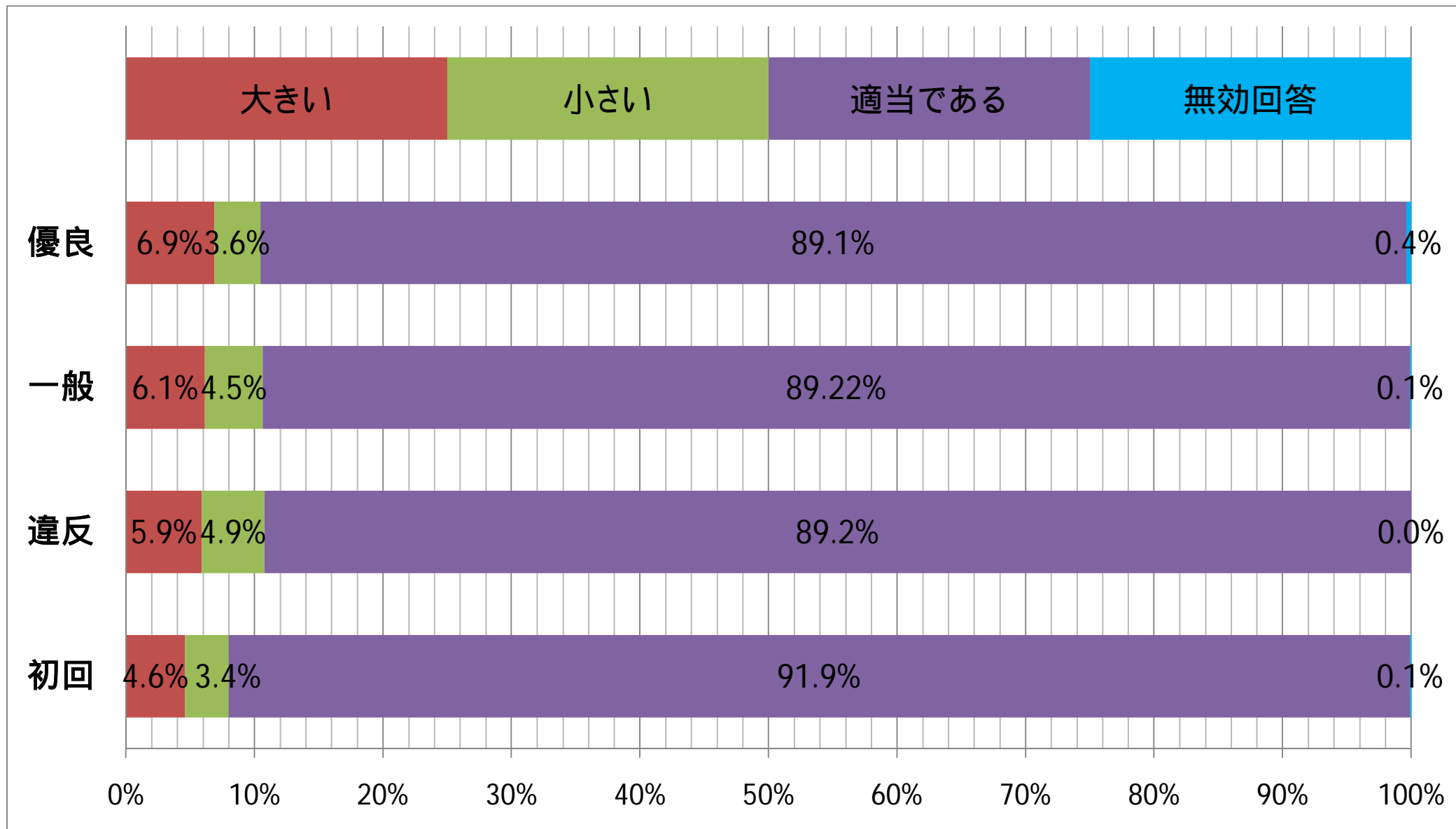
更新時講習で使用される教本についての  
アンケート実施結果

平成22年9月  
運転免許課 講習係

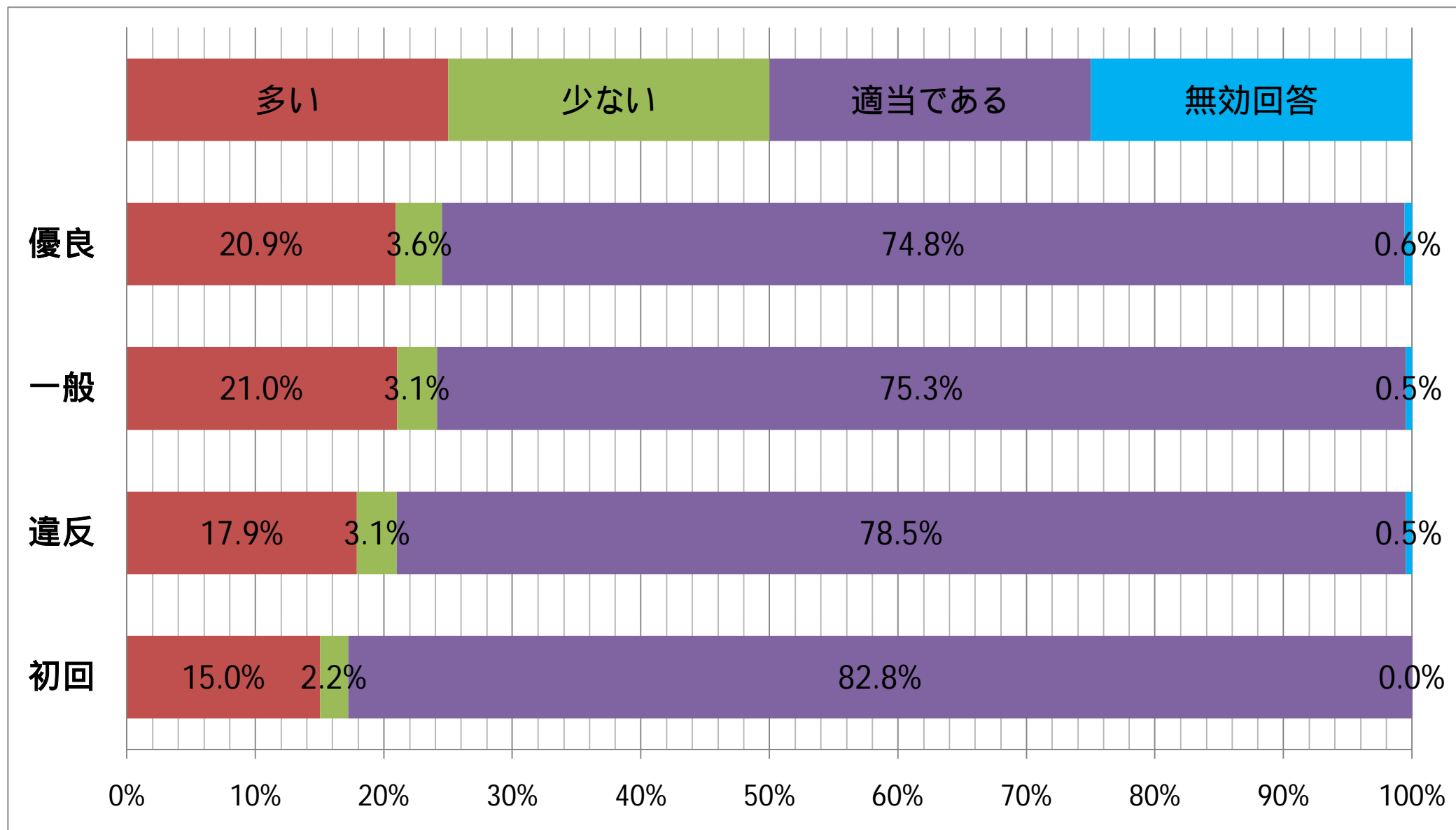
# 教本、講習区分別調査対象者...合計3,679人



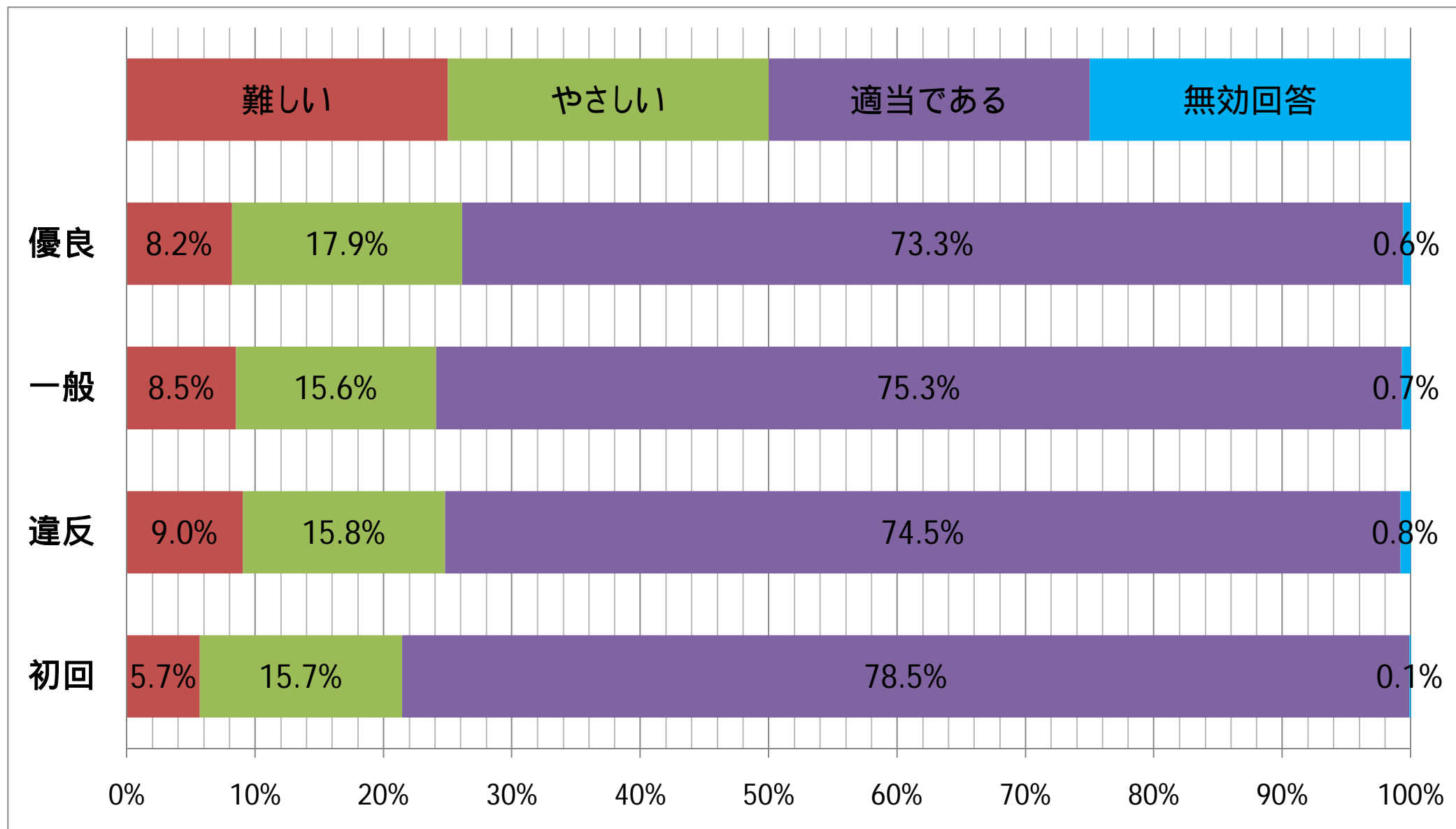
# 問1 教本(交通の教則)の大きさはどうか



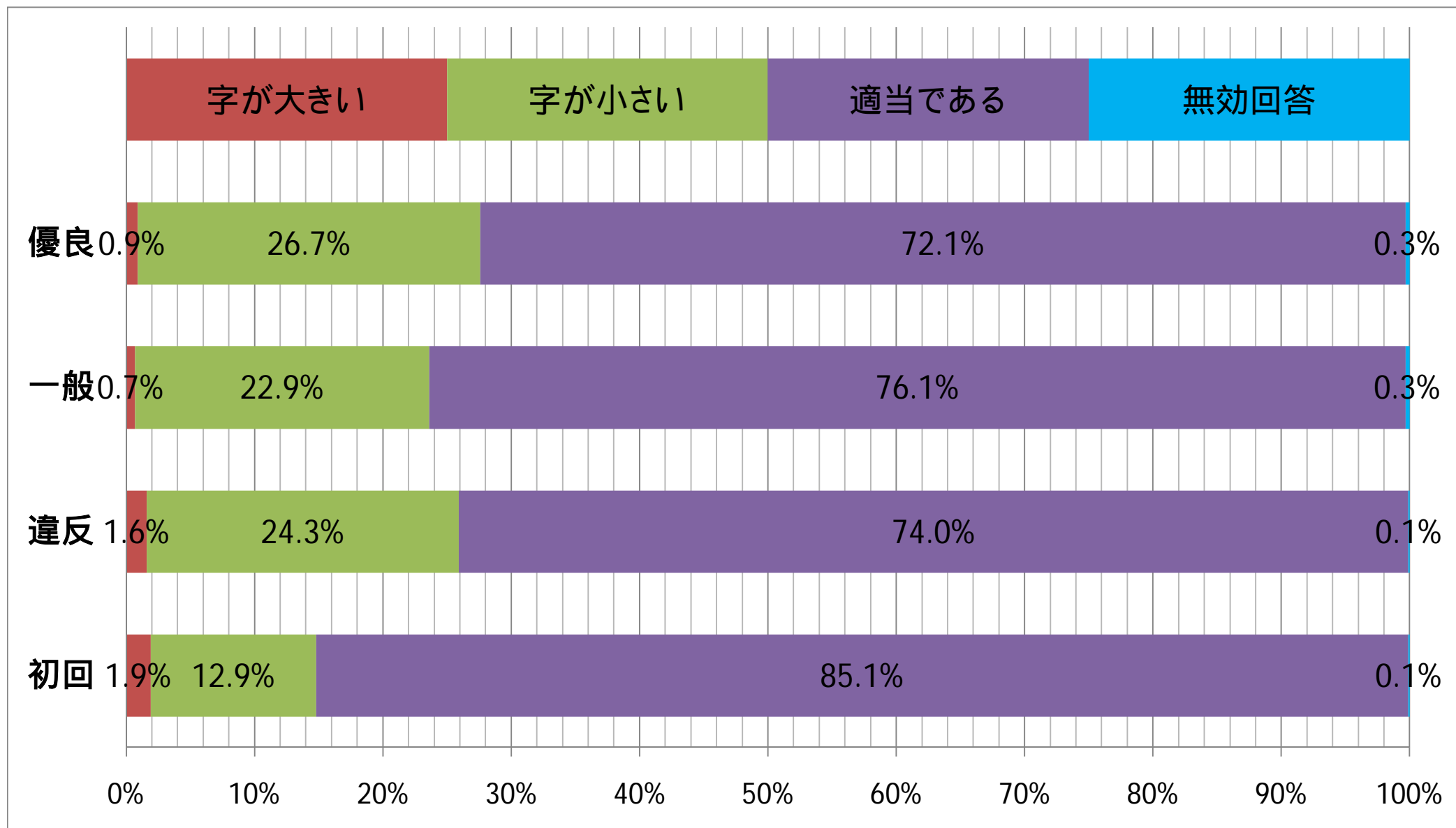
## 問2 教本(交通の教則)の容量はどうか



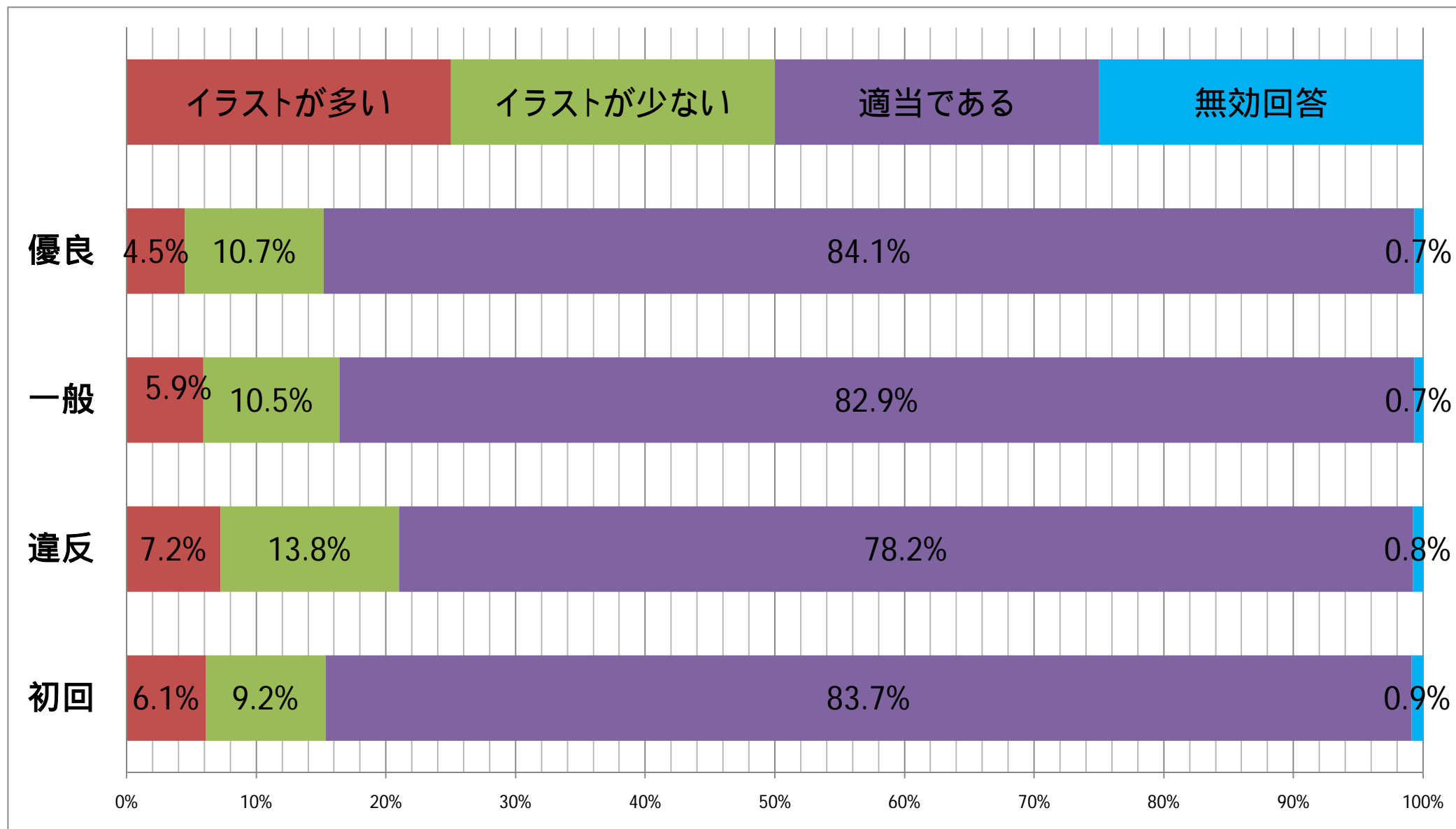
### 問3 教本(交通の教則)の内容はどうか



## 問4 教本(交通の教則)の字の大きさはどうか

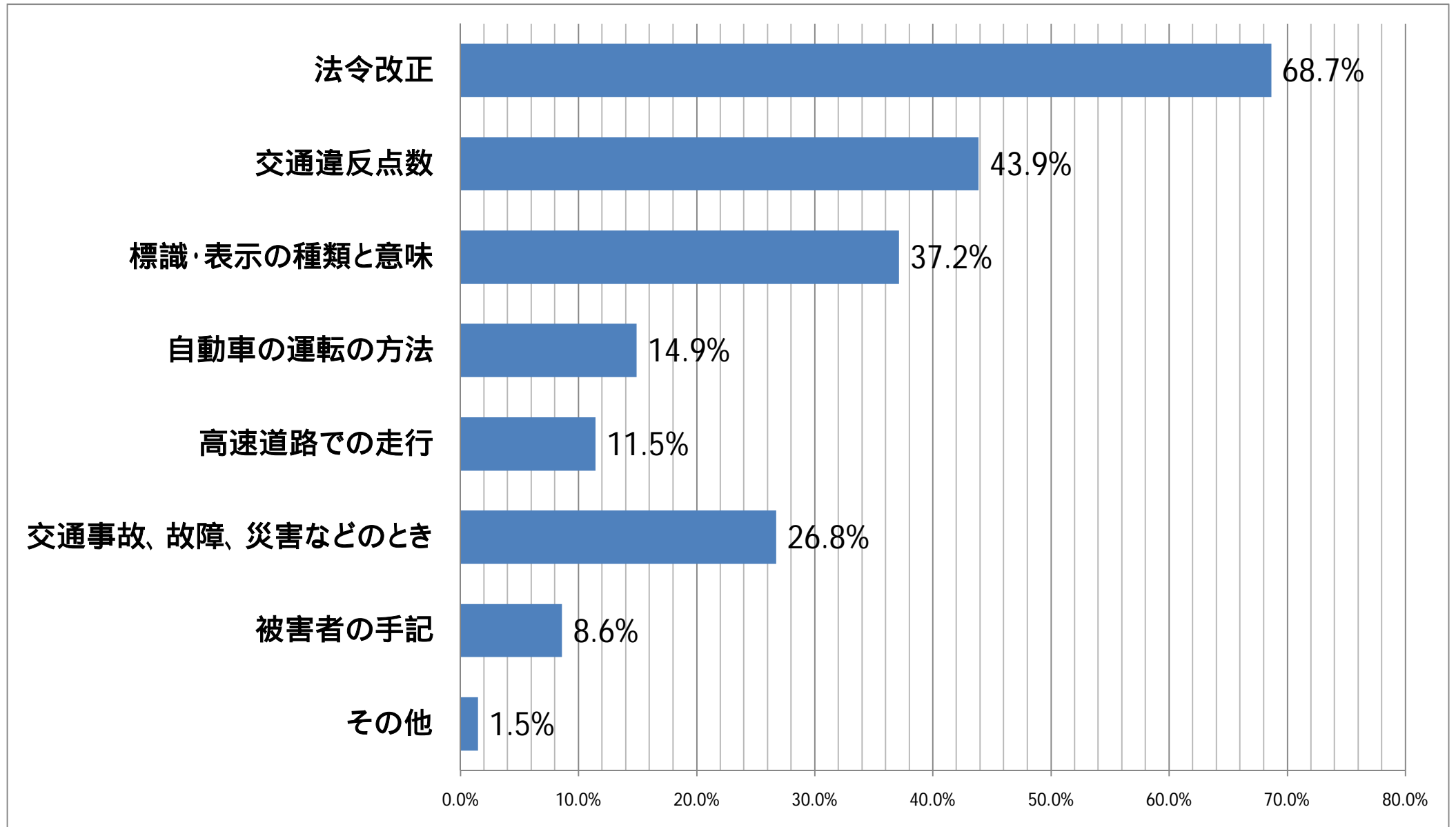


## 問5 教本(交通の教則)のイラストの量はどうか



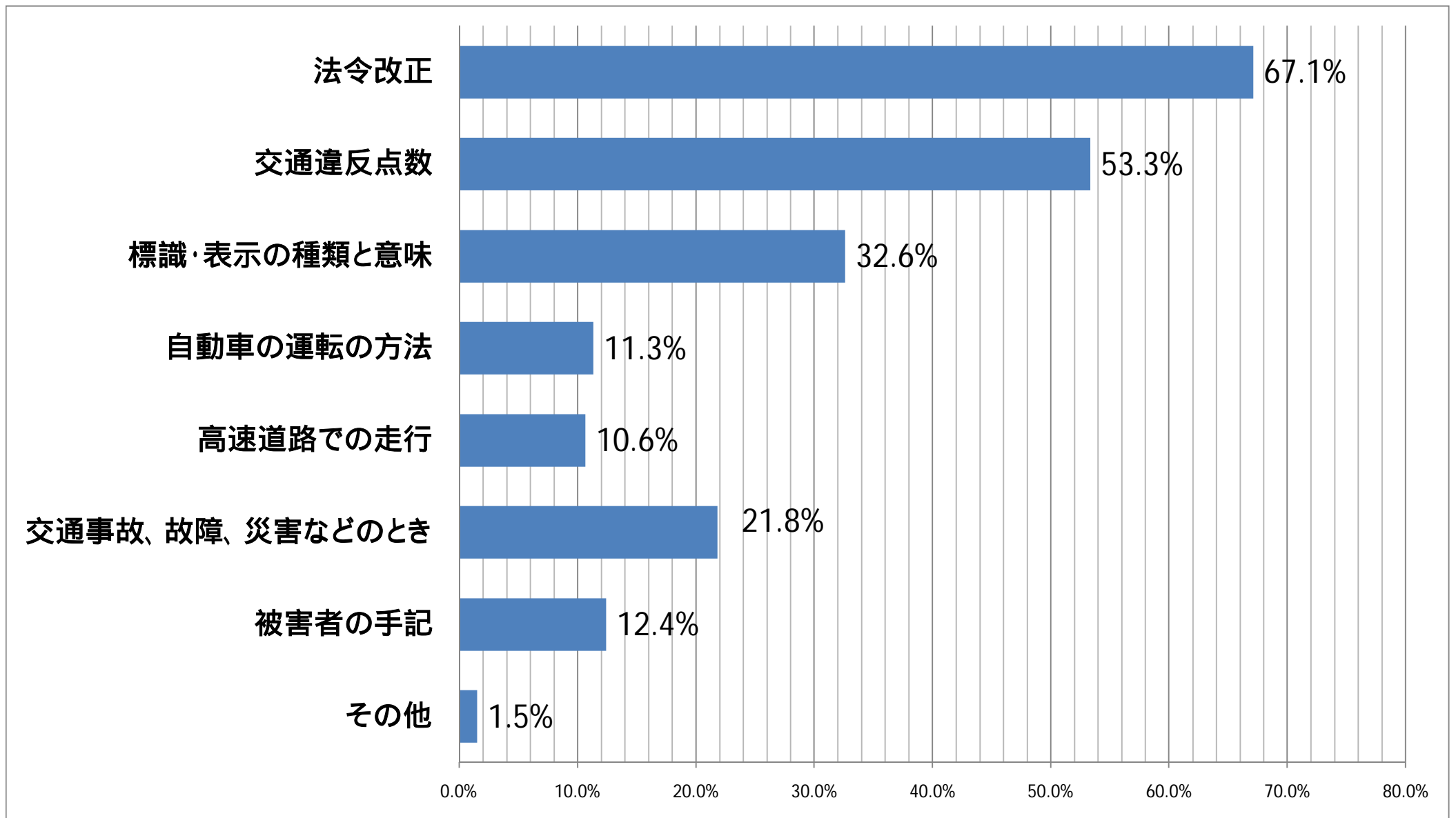


## 問6 教本(交通の教則)のどの部分が役立ちそう(役に立った)か (優良)



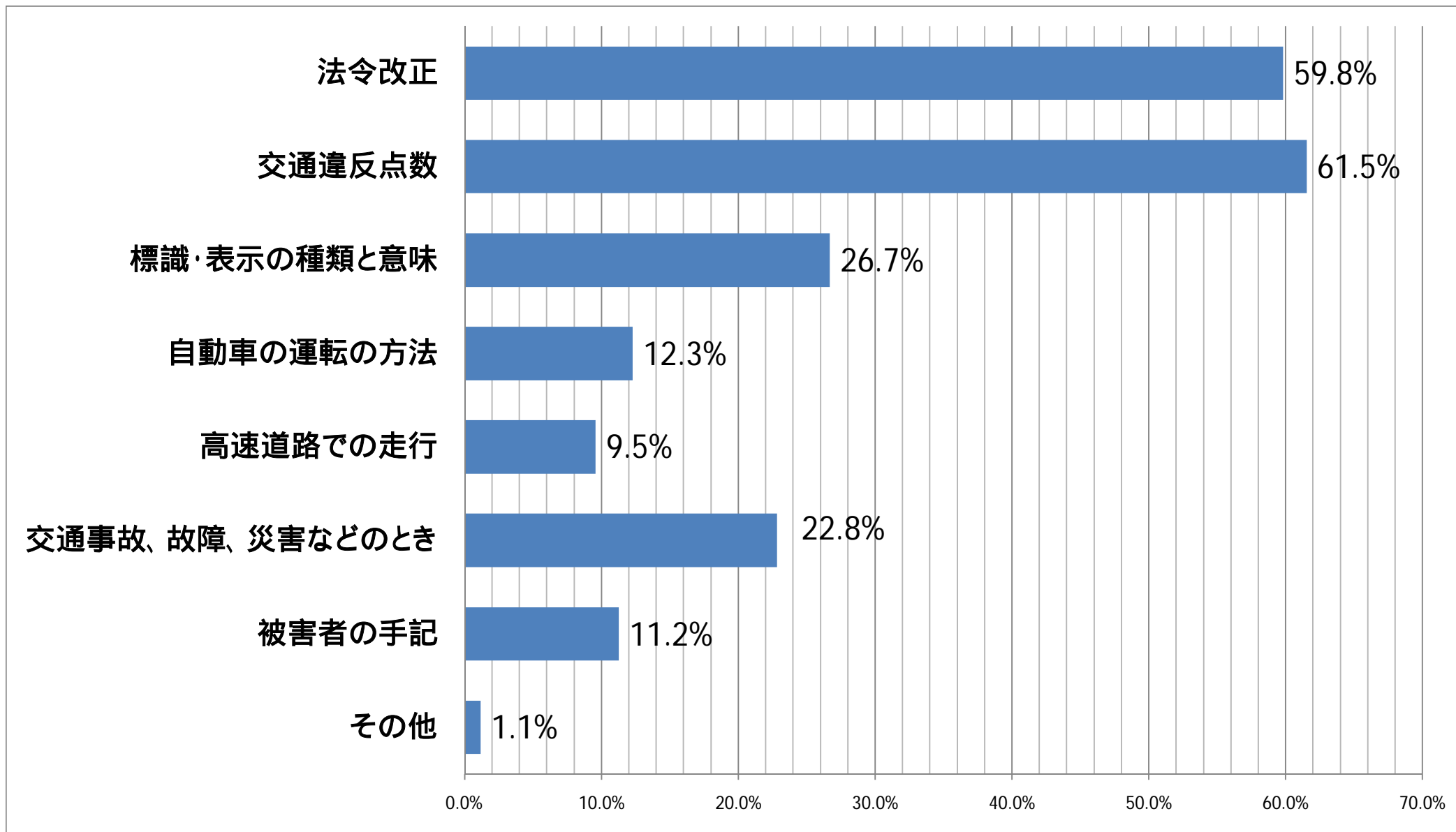
複数回答のため、合計値は100%にならない

## 問6 教本(交通の教則)のどの部分が役立ちそう(役に立った)か (一般)



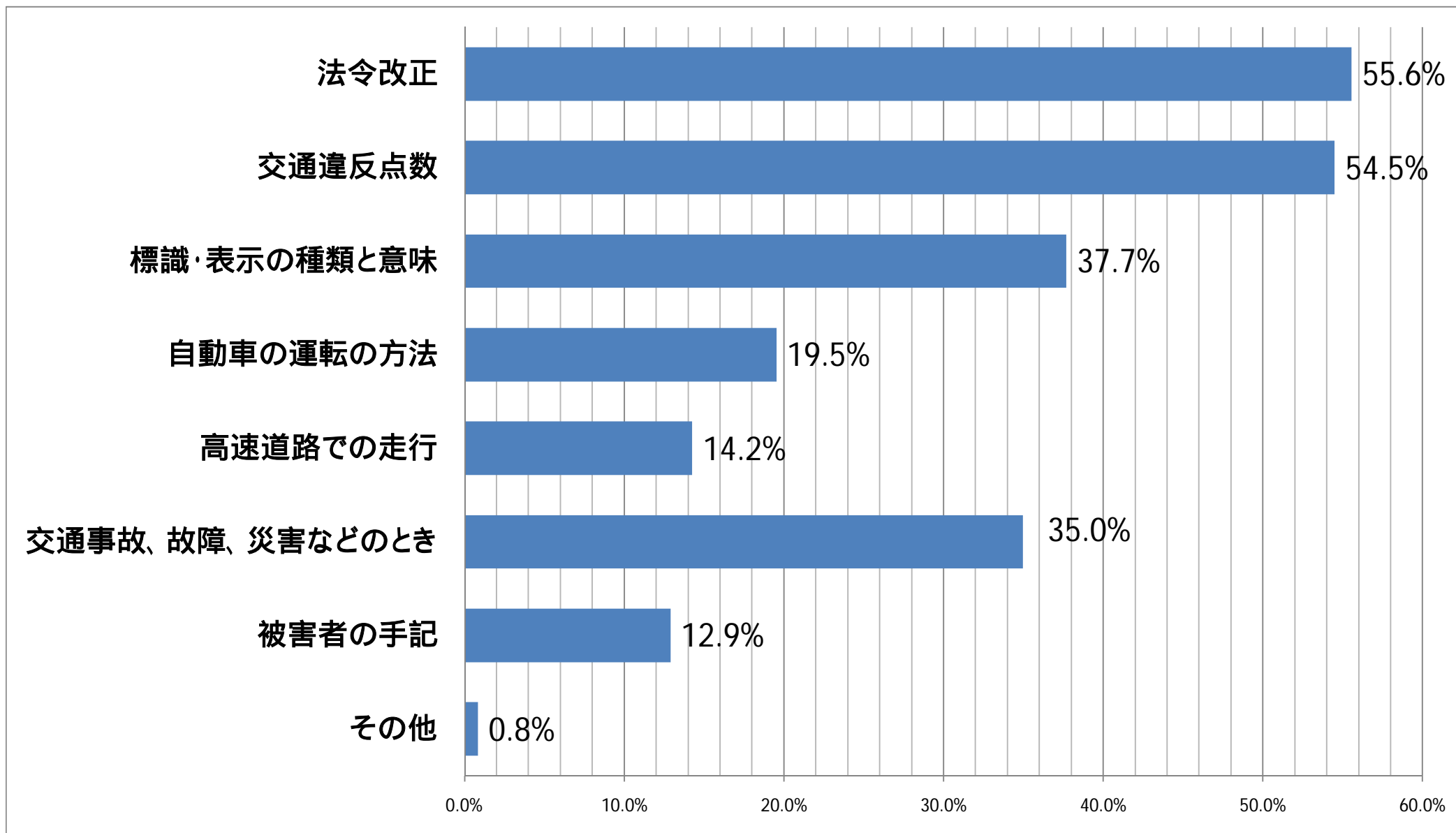
複数回答のため、合計値は100%にならない

## 問6 教本(交通の教則)のどの部分が役立ちそう(役に立った)か (違反)



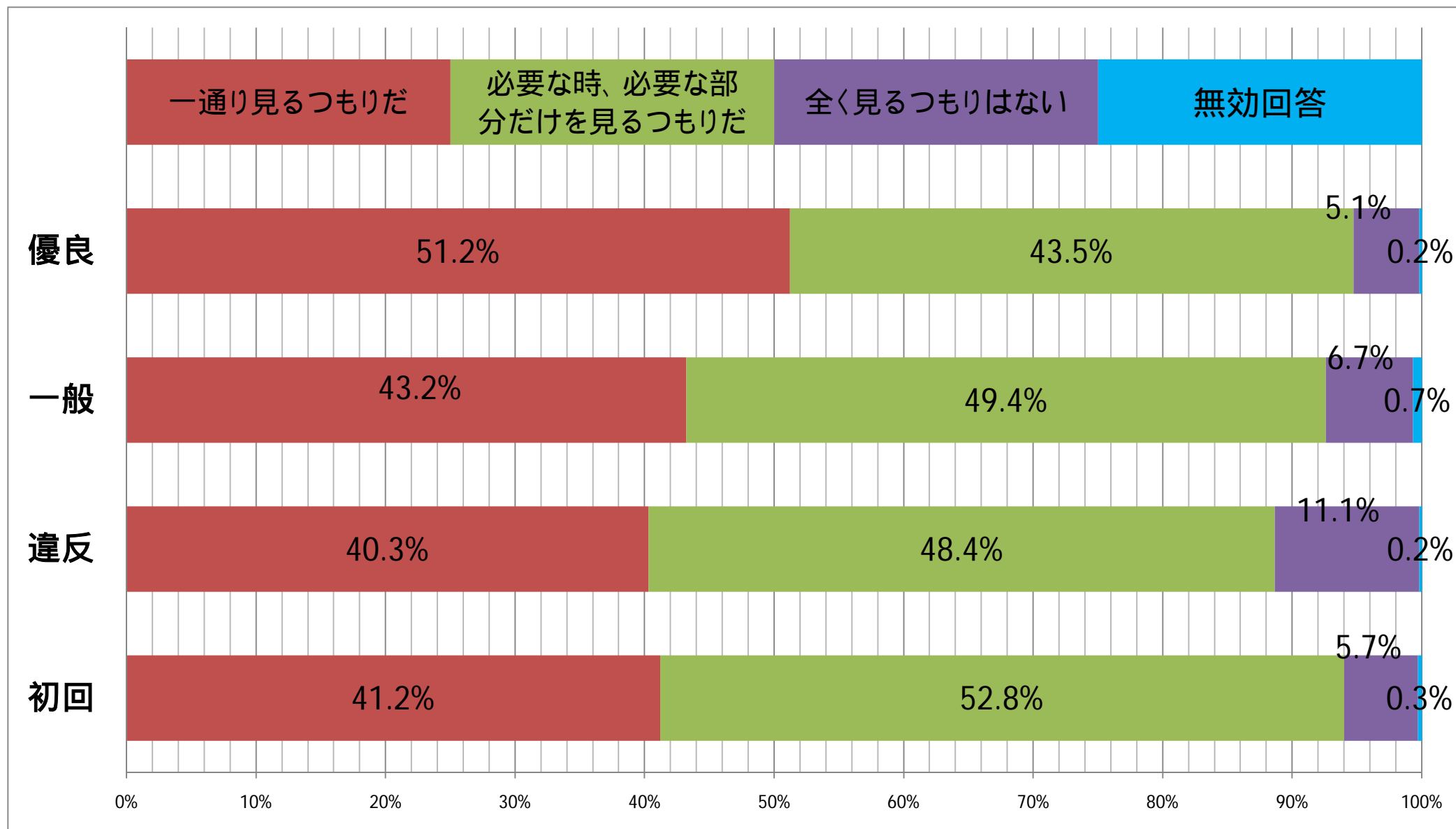
複数回答のため、合計値は100%にならない

## 問6 教本(交通の教則)のどの部分が役立ちそう(役に立った)か (初回)

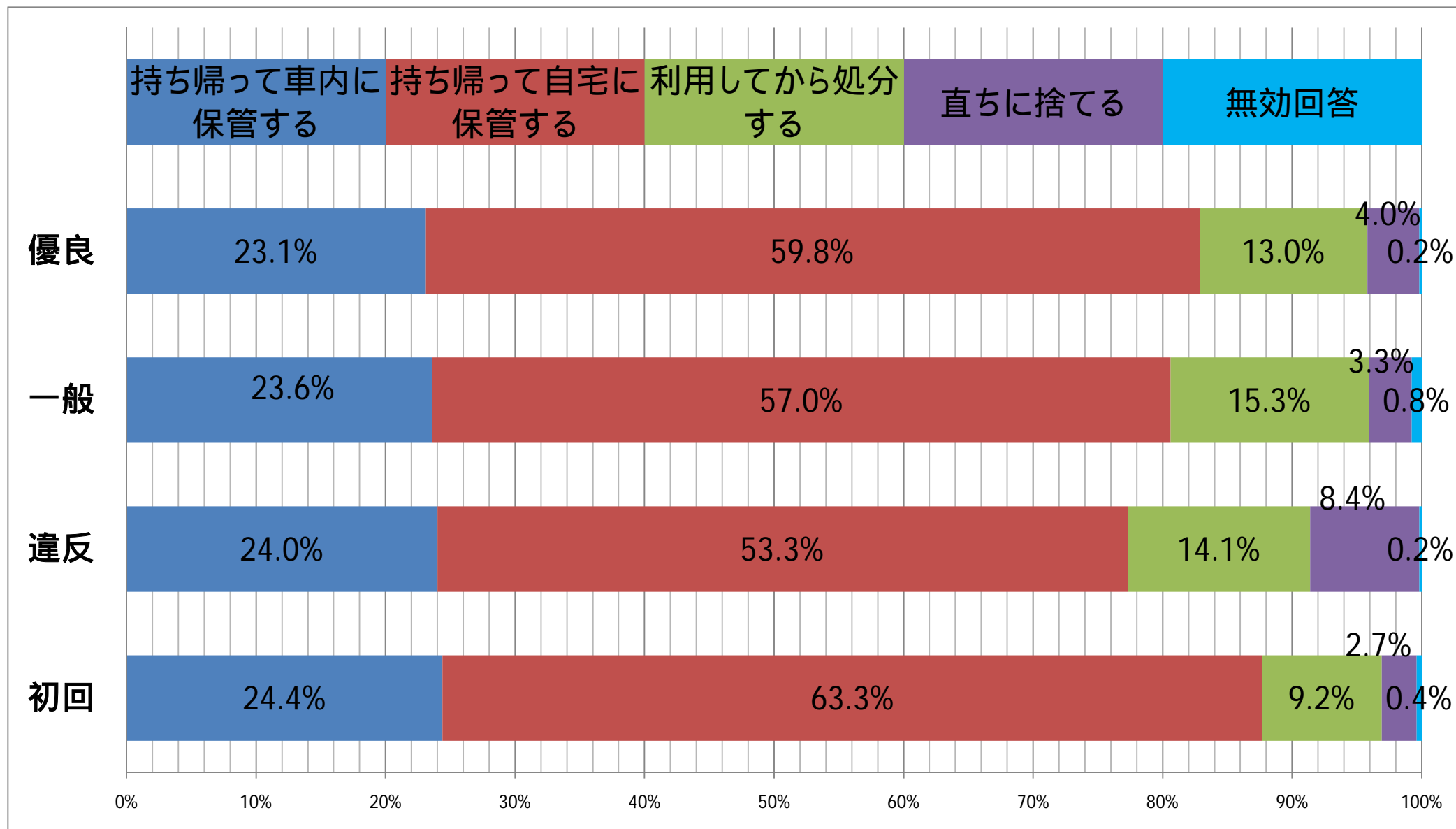


複数回答のため、合計値は100%にならない

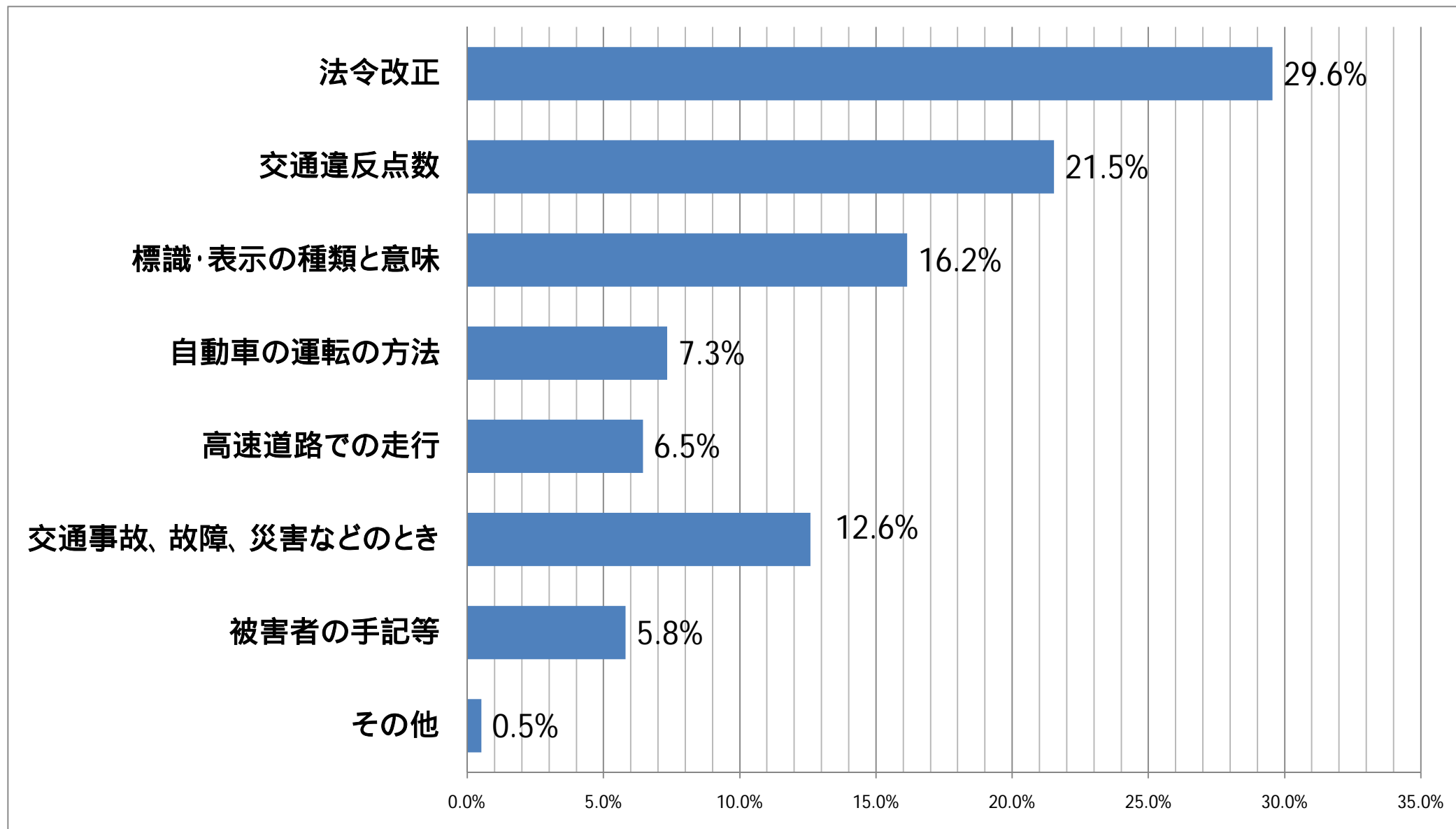
# 問7 教本(交通の教則)を、今後、どのように利用するか



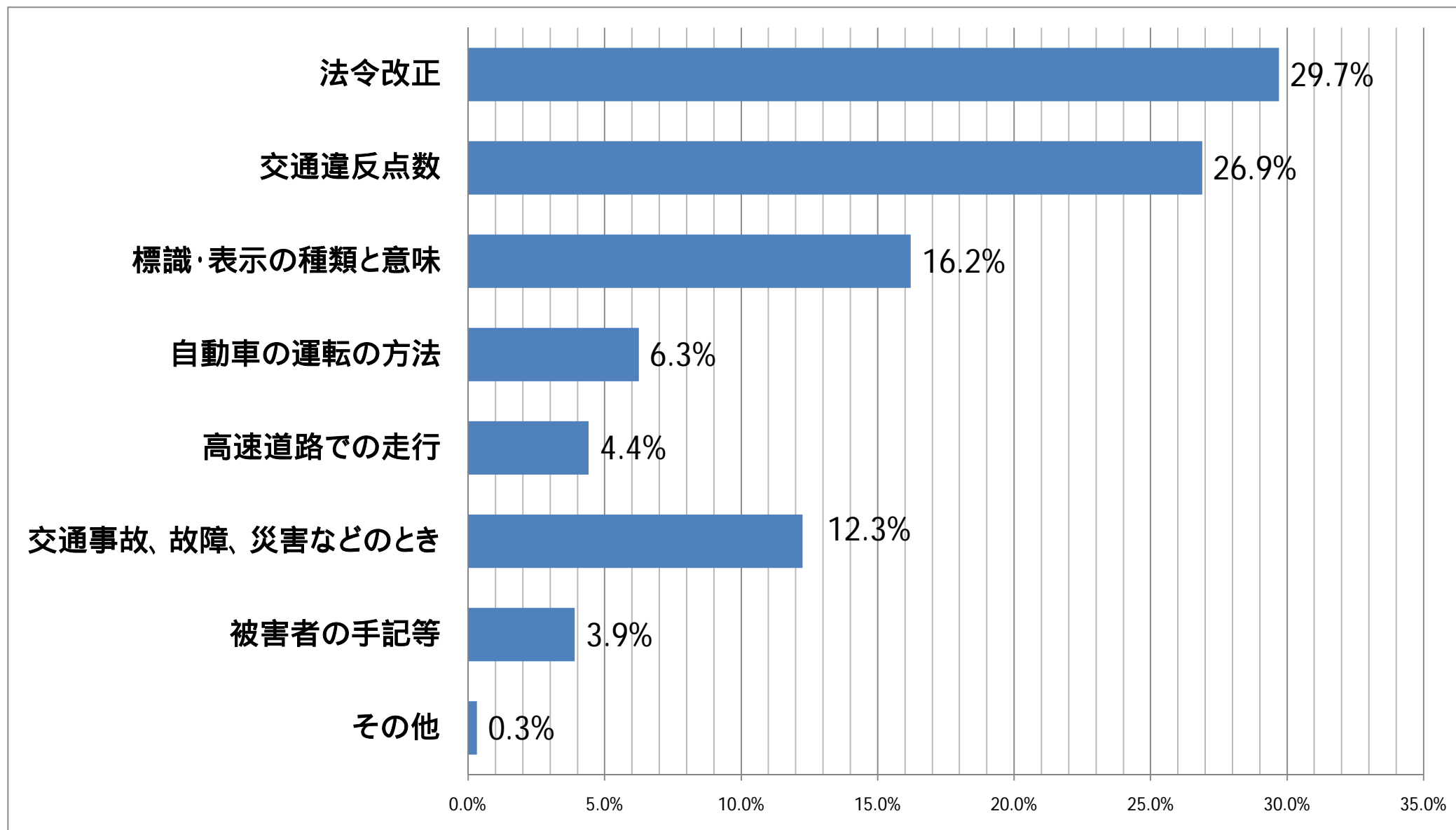
## 問8 教本(交通の教則)を、今後、どのようにするか



## 問7で教本を「一通り見るつもりだ」と回答した者の、 問6(教本の役立つ部分)の回答状況



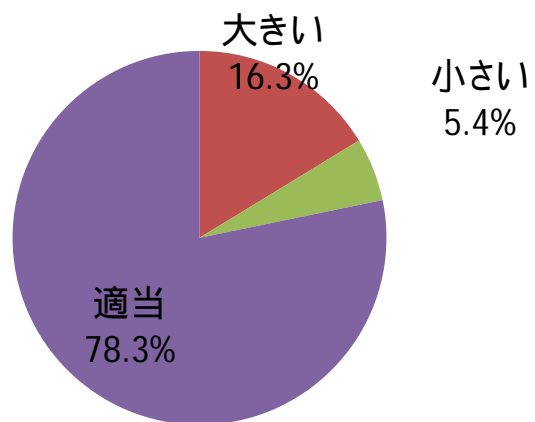
# 問7で教本を「必要な時、必要な部分だけを見るつもりだ」と回答した者の、 問6(教本の役立つ部分)の回答状況



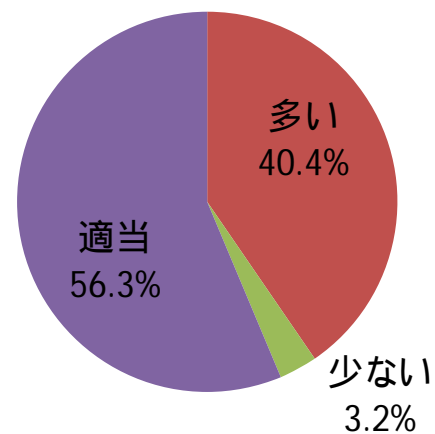


# 問7で教本を「全く見るつもりはない」と回答した者の、問1～問5の回答状況

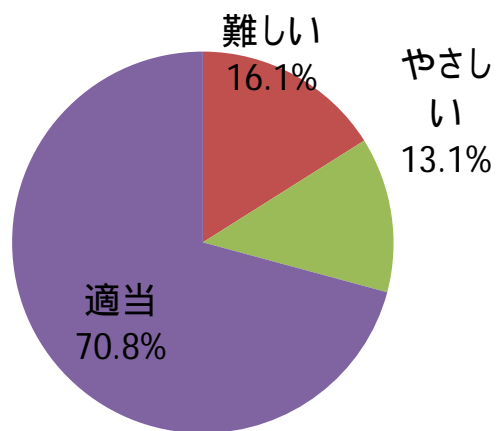
## 問1 (教本の大きさ)



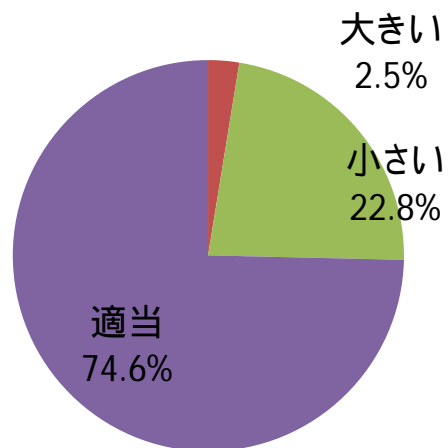
## 問2 (教本の内容量)



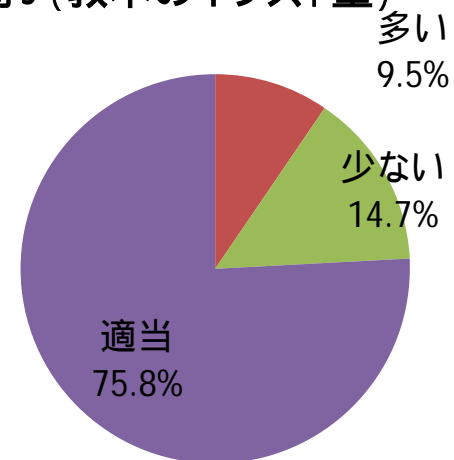
## 問3 (教本の内容)



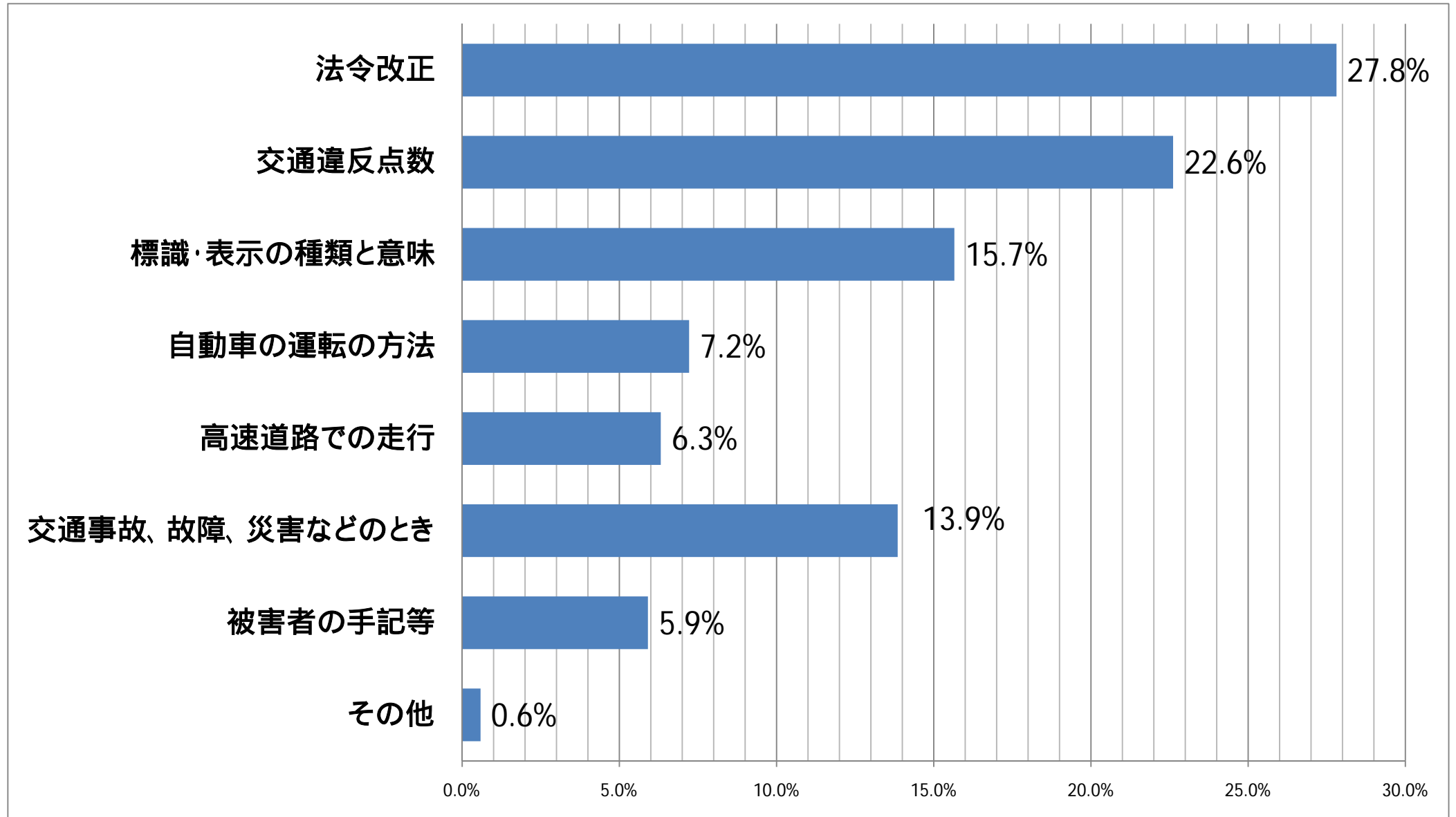
## 問4 (教本の字の大きさ)



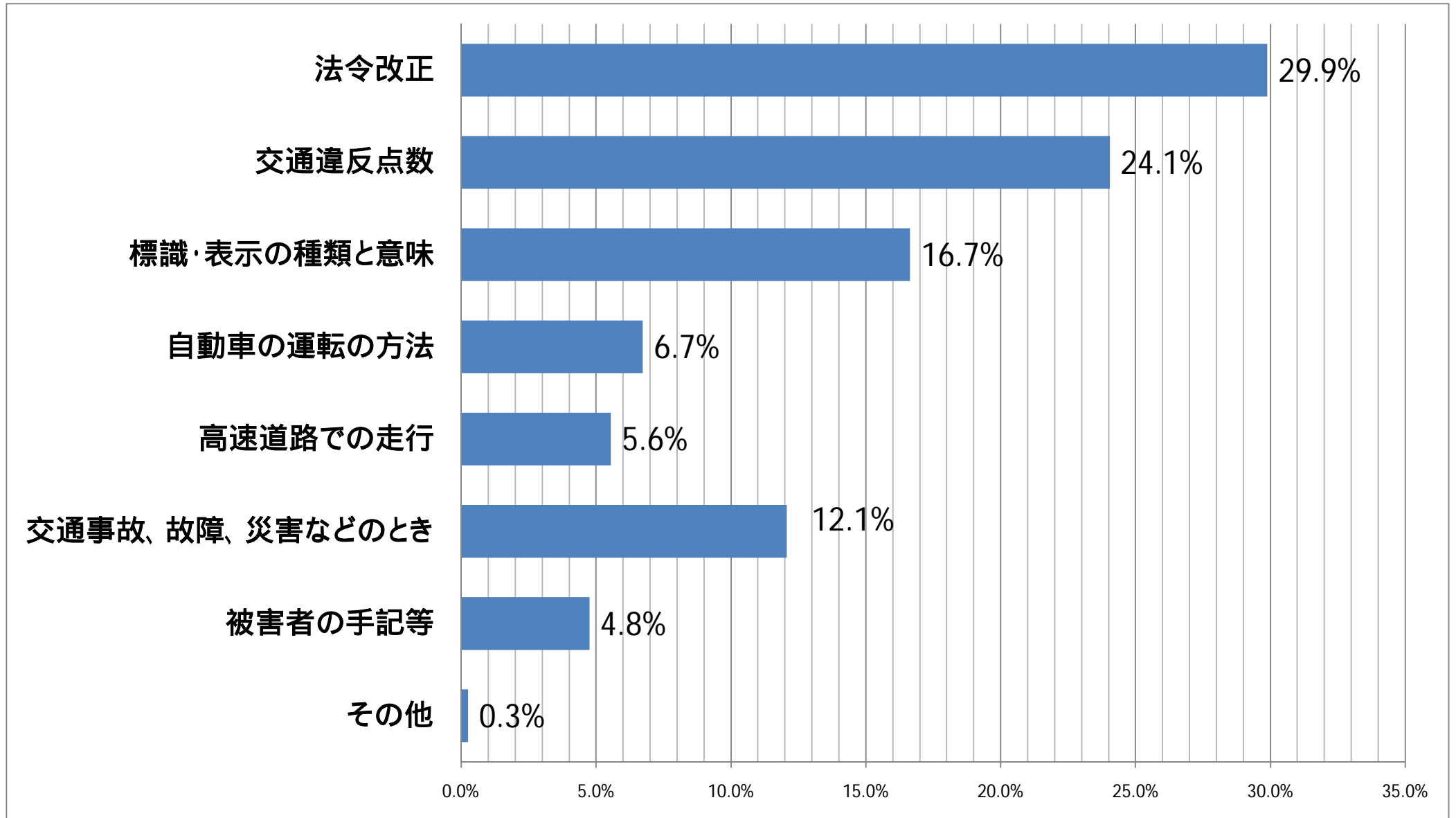
## 問5 (教本のイラスト量)



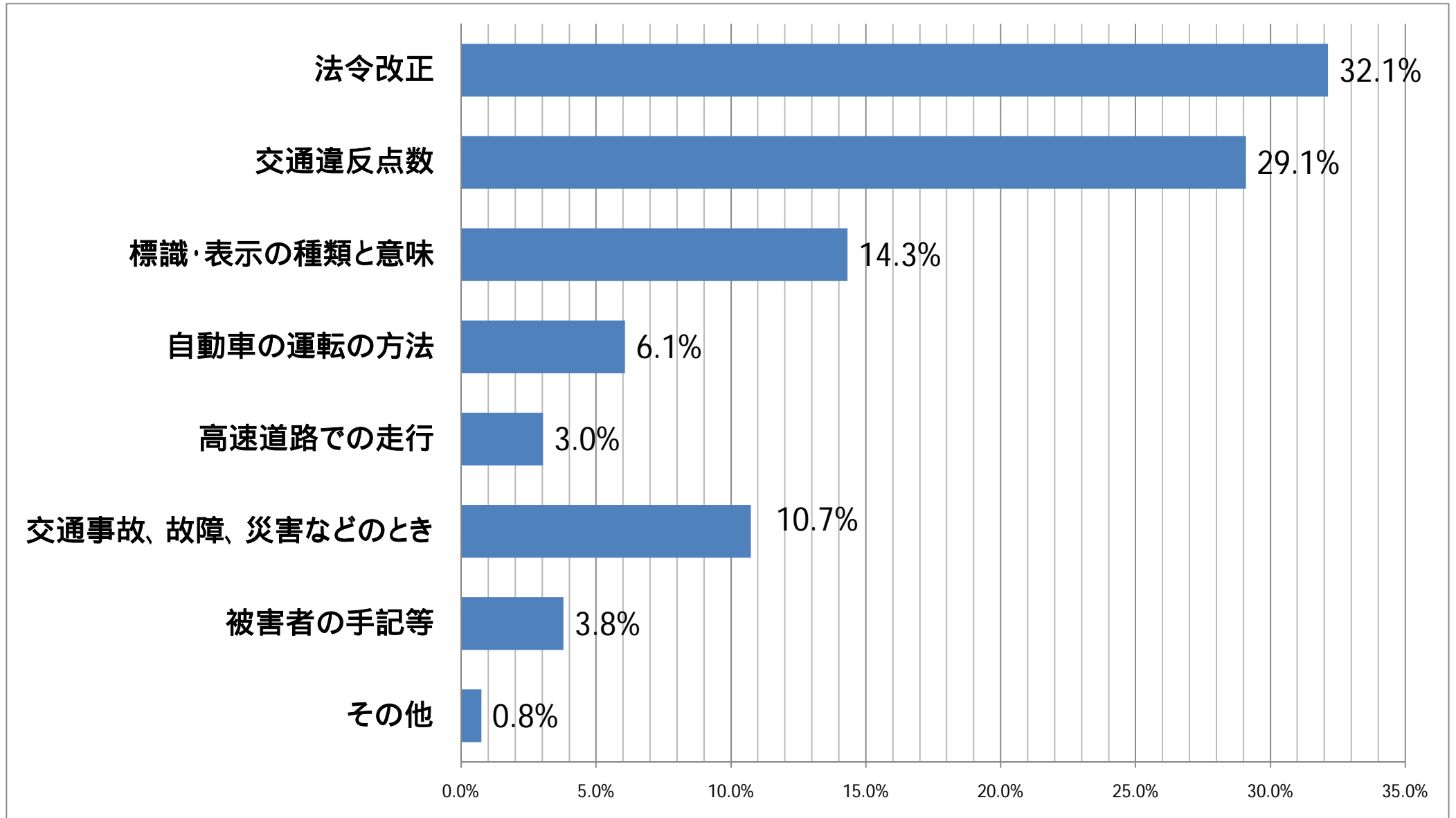
# 問8で教本を「持ち帰って車内に保管する」と回答した者の、 問6(教本の役立つ部分)の回答状況



## 問8で教本を「持ち帰って自宅に保管する」と回答した者の、 問6(教本の役立つ部分)の回答状況

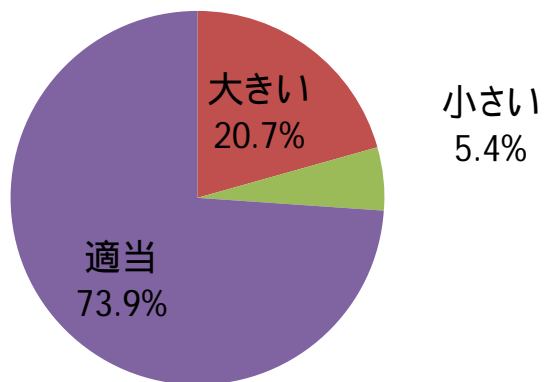


問8で教本を「利用してから処分する」と回答した者の、  
問6(教本の役立つ部分)の回答状況

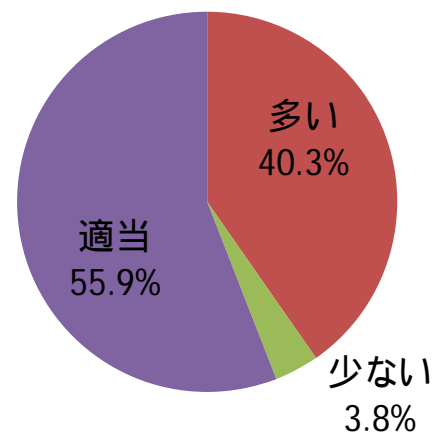


## 問8で教本を「直ちに捨てる」と回答した者の、問1～5の回答状況

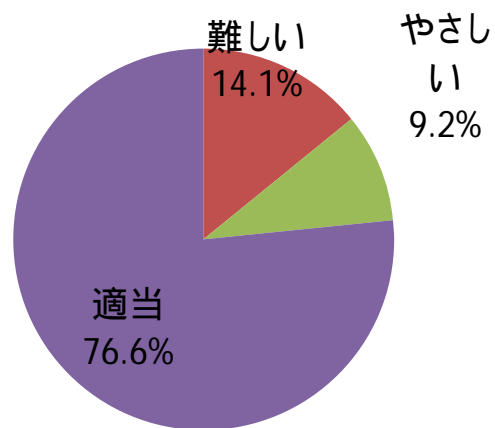
### 問1 (教本の大きさ)



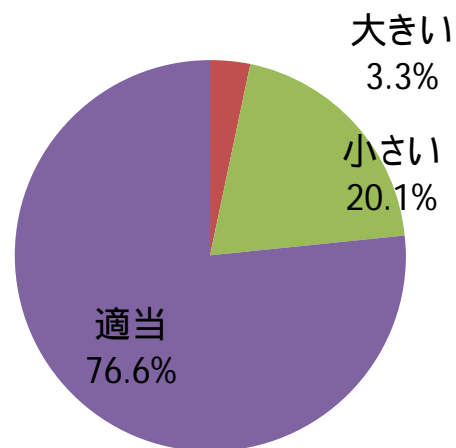
### 問2 (教本の内容量)



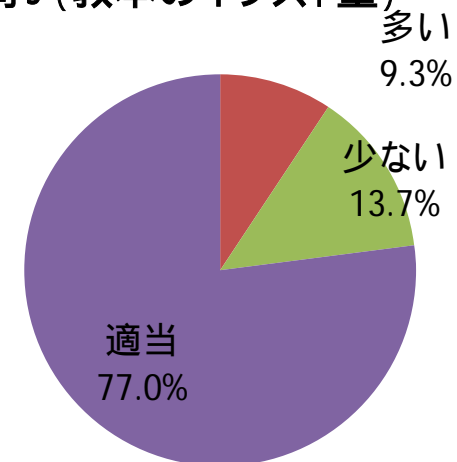
### 問3 (教本の内容)



### 問4 (教本の字の大きさ)

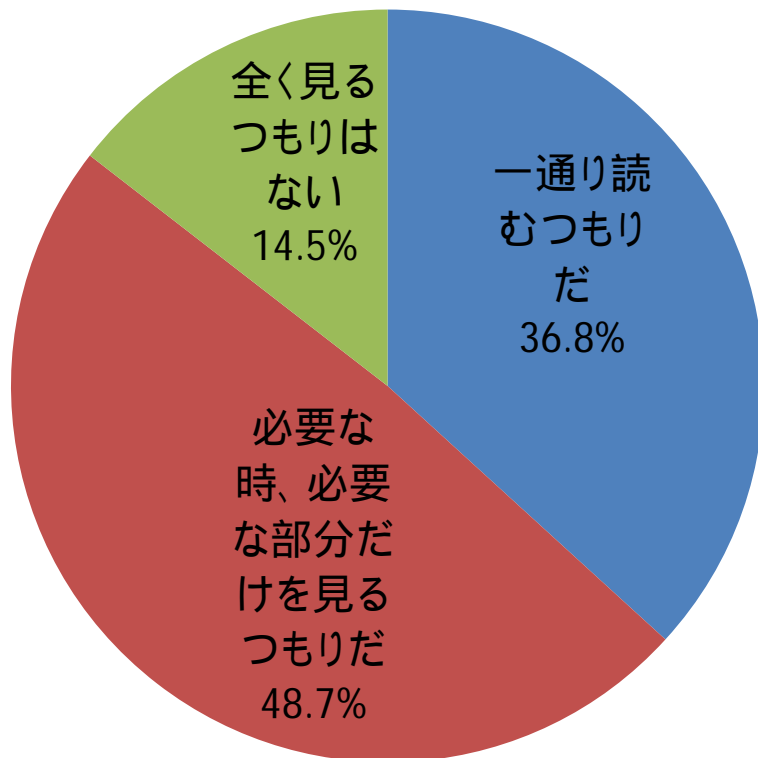


### 問5 (教本のイラスト量)

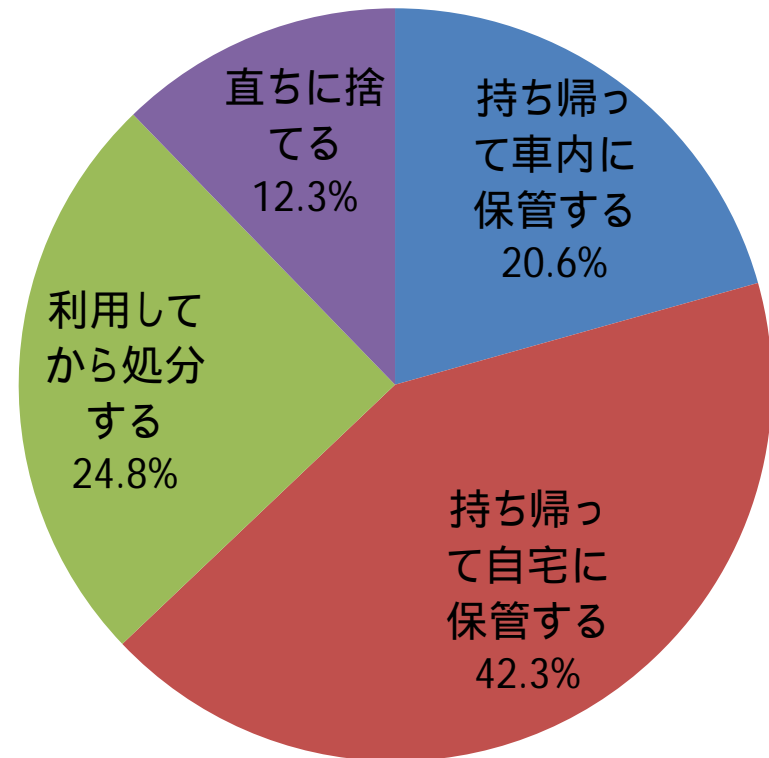


## 問1で「教本が大きい」と回答した者の、問7～8の回答状況

### 問7 (教本の今後の利用予定)

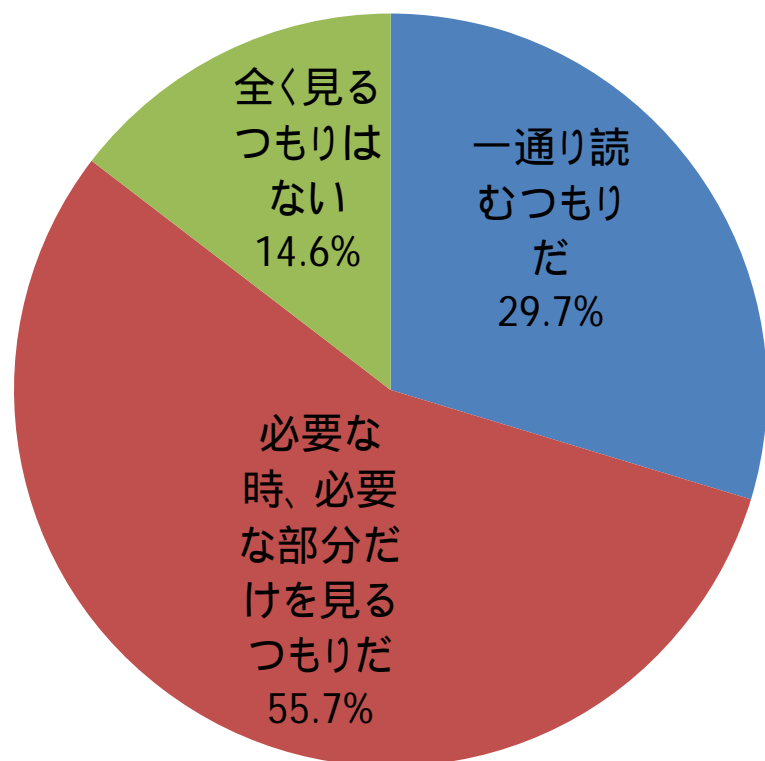


### 問8 (教本の今後の保管予定)



## 問2で「教本の内容量が多い」と回答した者の、問7～8の回答状況

### 問7 (教本の今後の利用予定)



### 問8 (教本の今後の保管予定)

